

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2026年6月10日
【会社名】	キューデンホールディングス株式会社(注)1
【英訳名】	KYUDEN Holdings Inc. (注)1
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 西山 勝(注)1
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号(注)1
【電話番号】	該当事項はない。
【事務連絡者氏名】	九州電力株式会社 コーポレート戦略部門 組織戦略グループ長 片山 真之
【最寄りの連絡場所】	九州電力株式会社 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
【電話番号】	(092)761-3031
【事務連絡者氏名】	九州電力株式会社 コーポレート戦略部門 組織戦略グループ長 片山 真之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	503,706百万円(注)2
【縦覧に供する場所】	該当事項はない。

(注) 1 本届出書提出日現在においては、キューデンホールディングス株式会社(以下「当社」という。)は未設立であり、2026年10月1日の設立を予定している。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所については、現時点での予定を記載している。

2 本届出書提出日現在において未確定であるため、九州電力株式会社(以下「九州電力」という。)の2026年3月31日現在における株主資本の額(簿価)からB種優先株式発行価額を控除した額を記載している。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	474,183,951株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株である。 (注) 4

- (注) 1 普通株式は、2026年3月26日に開催された九州電力の取締役会の決議(株式移転計画の承認)、2026年5月18日に開催された九州電力の取締役会の決議(第102回定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会の目的事項)及び2026年6月25日開催予定の九州電力の定時株主総会及び普通株主による種類株主総会(以下「定時株主総会等」という。)の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」という。)に伴い発行する予定である。
- 2 上記新株式数は、2026年3月31日時点における九州電力の発行済株式総数に基づき記載しているが、本株式移転の効力発生に先立ち、九州電力の発行済株式総数が増減した場合には、当社が交付する上記新株式数も、それに応じて変動する。また、九州電力は保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。)を本株式移転の効力発生の直前時までに消却する予定であるため、当社が交付する新株式数は、上記新株式数から消却相当数分を控除したものになる。
- 3 九州電力は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)プライム市場及び証券会員制法人福岡証券取引所(以下「福岡証券取引所」という。)に新規上場申請を行う予定である。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりである。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 5 当社は、本届出書における新規発行株式たる普通株式のほか、当社定款においてB種優先株式に関する定めを設ける予定である。B種優先株式の内容については、下記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等 (2) 株式移転計画の内容」に記載の「株式移転計画書(写)」別紙の第2章の2を参照されたい。なお、上記B種優先株式は、本届出書の募集対象には該当しないが、株式移転方式による当社設立の経営上の重要な情報として、本届出書において、適宜、本届出書の募集対象である普通株式と並記している箇所がある。

2 【募集の方法】

株式移転によることとする。(注) 1、2

- (注) 1 普通株式は、本株式移転により、当社が九州電力の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における九州電力の株主に対して、その保有する九州電力の普通株式1株に対して1株の割合、九州電力のB種優先株式1株に対して当社のB種優先株式1株の割合をもって割当交付する。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となる。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定だが、発行価額の総額のうち237,304百万円が資本金に組み入れられる。
- 2 当社は、東京証券取引所及び福岡証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所所有価証券上場規程第201条第2項及び福岡証券取引所所有価証券上場規程第2条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(東京証券取引所所有価証券上場規程第214条及び福岡証券取引所株券上場審査基準第4条第6項)により2026年10月1日より東京証券取引所プライム市場及び福岡証券取引所に上場する予定である。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(東京証券取引所所有価証券上場規程施行規則第229条において準用する第216条第1項及び福岡証券取引所株券上場審査基準の取扱い第3項第1号))について、各規程に定める流動性基準への適合状況を確認し、速やかな上場を認める制度である。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はない。

【入札によらない募集】

該当事項はない。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はない。

【申込取扱場所】

該当事項はない。

【払込取扱場所】

該当事項はない。

4 【株式の引受け】

該当事項はない。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はない。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はない。

第2 【売出要項】

該当事項はない。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所プライム市場及び福岡証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」に記載の新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」(注)2 記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所プライム市場及び福岡証券取引所への上場を予定している。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はない。

第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

(1) 持株会社体制への移行の背景

当社グループは、持続可能な社会への貢献とグループの更なる進化を目指し、総合エネルギーサービス事業に加えて再生可能エネルギー・海外・ICTサービス・都市開発等を合わせた成長事業において、グループ一体となって様々な取組みを推進している。

一方で、国際情勢の不安定化、電力需要の増加、デジタル技術の飛躍的な進展等、当社グループを取り巻く経営環境は大きな転換期を迎えている。

このような環境下でも、当社グループは、原子力安全を大前提に、総合エネルギーサービス事業の更なる成長を追求しながら、成長事業のより一層の発展を促し、経営ビジョンの達成につなげていくため、新たなグループ体制の検討を進めた結果、持株会社体制への移行が最適であると判断した。

(2) 持株会社体制への移行目的と移行により実現するグループ経営体制

今回の体制移行は、原子力安全の継続的な向上を大前提に『全体最適視点でのグループ経営』と『自律的かつ迅速な事業運営』を実現できる体制構築を目的としている。

事業を持たない持株会社を設置し、その持株会社がグループ経営の舵取り、監督を行うとともに、各事業会社に対しグループ全体を俯瞰した最適な経営資源配分を行う。

全体最適視点でのグループ経営

グループ全体最適視点での経営資源配分や、グループガバナンスの高度化を図っていく。

自律的かつ迅速な事業運営

事業会社の責任・権限の下、それぞれの事業環境・特性に応じた事業活動を行うことで、各事業の競争力強化につなげていく。

(3) 持株会社体制への移行方法

九州電力を株式移転完全子会社とする単独株式移転により完全親会社となる持株会社を設立し、持株会社体制に移行することを予定している。本株式移転により、九州電力の株主に対しては、その保有する株式に代えて当社の株式が割当交付される。

また、当社株式については、本株式移転に際して東京証券取引所プライム市場及び福岡証券取引所への新規上場（テクニカル上場）を申請し、引き続き市場に上場することを予定している。

さらに、本株式移転の効力発生後には、持株会社体制への移行を完了するため、九州電力が保有する主要な子会社株式を当社に移管し、当社がこれらの会社を直接保有する体制へ再編することを予定している。

なお、具体的な手続きについては、下記「(4) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 b 提出会社の企業集団の概要」の記載を参照されたい。

(4) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

a 提出会社の概要

(1) 商号	キューデンホールディングス株式会社 KYUDEN Holdings Inc.																				
(2) 事業内容	グループ会社の経営管理 等																				
(3) 所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号																				
(4) 代表者及び役員の就任予定	<table border="0"> <tr> <td>代表取締役会長</td> <td>池辺 和弘 (現：九州電力 代表取締役会長)</td> </tr> <tr> <td>代表取締役社長執行役員</td> <td>西山 勝 (現：九州電力 代表取締役社長執行役員)</td> </tr> <tr> <td>代表取締役副社長執行役員</td> <td>橋本 上 (現：九州電力 代表取締役副社長執行役員)</td> </tr> <tr> <td>代表取締役副社長執行役員</td> <td>早田 敦 (現：九州電力 代表取締役副社長執行役員)</td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td>平子 裕志 (現：九州電力 社外取締役)</td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td>渡辺 啓子 (新任)</td> </tr> <tr> <td>取締役(監査等委員)</td> <td>内村 芳郎 (現：九州電力 取締役(監査等委員))</td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員)</td> <td>杉原 知佳 (現：九州電力 社外取締役(監査等委員))</td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員)</td> <td>重富 由香 (現：九州電力 社外取締役(監査等委員))</td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員)</td> <td>小野澤 康夫 (新任)</td> </tr> </table>	代表取締役会長	池辺 和弘 (現：九州電力 代表取締役会長)	代表取締役社長執行役員	西山 勝 (現：九州電力 代表取締役社長執行役員)	代表取締役副社長執行役員	橋本 上 (現：九州電力 代表取締役副社長執行役員)	代表取締役副社長執行役員	早田 敦 (現：九州電力 代表取締役副社長執行役員)	社外取締役	平子 裕志 (現：九州電力 社外取締役)	社外取締役	渡辺 啓子 (新任)	取締役(監査等委員)	内村 芳郎 (現：九州電力 取締役(監査等委員))	社外取締役(監査等委員)	杉原 知佳 (現：九州電力 社外取締役(監査等委員))	社外取締役(監査等委員)	重富 由香 (現：九州電力 社外取締役(監査等委員))	社外取締役(監査等委員)	小野澤 康夫 (新任)
代表取締役会長	池辺 和弘 (現：九州電力 代表取締役会長)																				
代表取締役社長執行役員	西山 勝 (現：九州電力 代表取締役社長執行役員)																				
代表取締役副社長執行役員	橋本 上 (現：九州電力 代表取締役副社長執行役員)																				
代表取締役副社長執行役員	早田 敦 (現：九州電力 代表取締役副社長執行役員)																				
社外取締役	平子 裕志 (現：九州電力 社外取締役)																				
社外取締役	渡辺 啓子 (新任)																				
取締役(監査等委員)	内村 芳郎 (現：九州電力 取締役(監査等委員))																				
社外取締役(監査等委員)	杉原 知佳 (現：九州電力 社外取締役(監査等委員))																				
社外取締役(監査等委員)	重富 由香 (現：九州電力 社外取締役(監査等委員))																				
社外取締役(監査等委員)	小野澤 康夫 (新任)																				
(5) 資本金	2,373億486万3,699円																				
(6) 純資産(連結)	未定																				
(7) 総資産(連結)	未定																				
(8) 決算期	3月31日																				

b 提出会社の企業集団の概要

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において企業集団はないが、以下のとおりの手順で持株会社体制への移行を実施する予定である。

ステップ1：株式移転による持株会社の設立

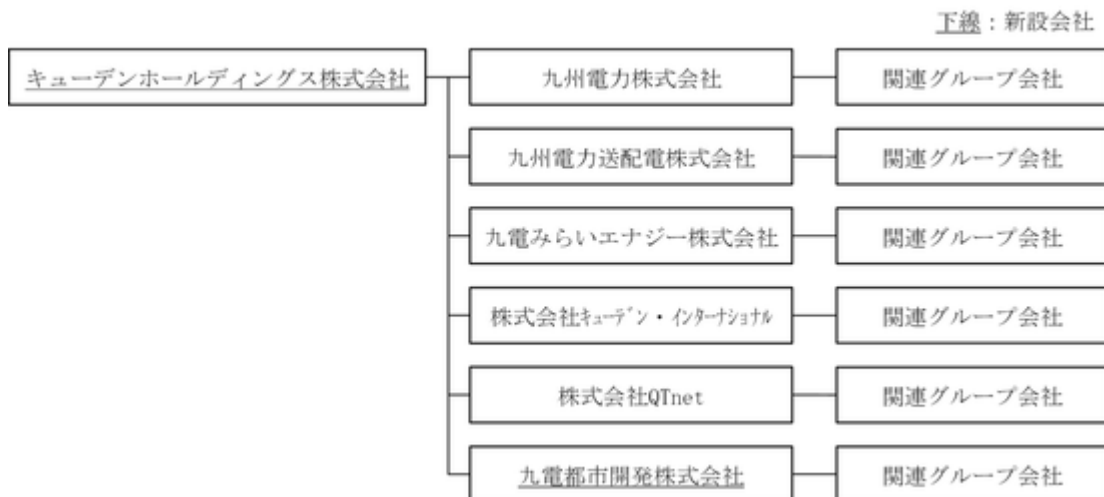
2026年10月1日を効力発生日とする本株式移転により当社を設立することで、九州電力は当社の完全子会社となる。



※ ステップ2で、当社が直接保有する子会社となる、九州電力送配電株式会社、九電みらいエナジー株式会社、株式会社キューデン・インターナショナル、株式会社QTnetを含む（九電都市開発株式会社は、2026年10月1日時点で未設立）

ステップ2：持株会社の設立後のグループ会社の再編

本株式移転の効力発生後、持株会社体制への移行を完了するため、2027年4月1日に、九州電力が保有する九州電力送配電株式会社、九電みらいエナジー株式会社、株式会社キューデン・インターナショナル、株式会社QTnet及び今後設立を予定している九電都市開発株式会社の株式を当社に移管し、主要な事業会社を当社が直接保有する子会社として再編する。



当社設立後の、当社と九州電力の状況は以下のとおりである。

九州電力は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会等による承認を前提として、2026年10月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転完全親会社たる当社を設立することとしている。

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(連結子会社) 九州電力株式 会社	福岡市 中央区	237,304	電気事業等	100.0	³ (予定)	未定	未定	未定	未定

(注) 1 資本金は最近事業年度末日(2026年3月31日)時点のものである。

2 九州電力は、有価証券報告書の提出会社である。

3 九州電力は、当社の特定子会社に該当する予定である。

4 本株式移転に伴う当社設立日(2026年10月1日)をもって、九州電力は当社の株式移転完全子会社となり2026年9月29日をもって、上場廃止となる予定である。

本株式移転に伴う当社設立後、九州電力は当社の完全子会社となる。当社の完全子会社となる九州電力の2026年3月31日時点の関係会社の状況は、次のとおりである。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は 被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社キューデン・インターナショナル	福岡市中央区	64,486	海外電気・ガスその他のエネルギー事業を営む会社の有価証券取得及び保有	100.0	資金の貸付 役員の兼任等... 有
キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	オーストラリアパース	218,721 千米ドル	キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社、キュウシュウ・エレクトリック・トレーディング社の株式保有、管理(資金、税務、会計等)	100.0	役員の兼任等... 有
株式会社Q T n e t	福岡市中央区	22,020	電気通信回線の提供	100.0	電気通信回線の利用 役員の兼任等... 有
キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	オーストラリアパース	201,317 千米ドル	ウィートストーン L N G プロジェクトの鉱区権益・資産保有、生産物引取・販売	100.0 (100.0)	L N Gの購入 役員の兼任等... 有
九州電力送配電株式会社	福岡市中央区	20,075	一般送配電事業	100.0	資金の貸付及び社債の引受 役員の兼任等... 有
九電みらいエナジー株式会社	福岡市中央区	16,405	再生可能エネルギー事業、エネルギー供給	100.0	発生電力の購入 役員の兼任等... 有
キューデン・サルーラ	シンガポール	166,221 千シンガポールドル	地熱発電事業	100.0 (100.0)	役員の兼任等... 有
大分エル・エヌ・ジー株式会社	大分県大分市	7,500	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化、送出及び販売	98.0	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化及び送出の委託並びに販売 役員の兼任等... 有
キューデン・インターナショナル・ネザランド	オランダ アムステルダム	6,545	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有	100.0 (100.0)	役員の兼任等... 有
九電新桃投資股份有限公司	台湾 台北	2,400,000 千台湾ドル	新桃 I P P 事業会社への出資	100.0 (100.0)	役員の兼任等... 有
株式会社電気ビル	福岡市中央区	5,195	不動産の管理及び賃貸	100.0	事務室の賃借 役員の兼任等... 有
北九州エル・エヌ・ジー株式会社	北九州市戸畑区	4,000	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化、送出及び販売	75.0	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化及び送出の委託並びに販売 役員の兼任等... 有
パシフィック・ホープ・ SHIPPING・リミテッド	バハマ ナッソー	4,071	L N G 船の購入、保有、運航、定期傭船(貸出)	60.0	役員の兼任等... 有

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は 被所有)割合(%)	関係内容
串間ウインドヒル株式会社	宮崎県 串間市	2,821	風力発電による 電力の販売	51.0 (51.0)	発生電力の購入 役員の兼任等... 有
九電ネクスト株式会社	福岡市 中央区	1,068	電気事業、エネ ルギー関連の総 合サービス	100.0	エネルギー有効 利用コンサル ティングの委託 役員の兼任等... 有
九電みらいソー ラー合同会社を 営業者とする匿 名組合	東京都 千代田区	1,761	太陽光発電事業 への出資	51.0 (51.0)	役員の兼任等... 無
キュウシュウ・ エレクトリック・ トレーディング社	オーストラリア ブリスベン	4,000 千米ドル	石炭の調達及び 販売	100.0 (100.0)	石炭の購入 役員の兼任等... 有
九州林産株式会 社	福岡市 南区	490	発電所等の緑化 工事	100.0	発電所等の緑化 工事及び水源か ん養林の管理の 委託 役員の兼任等... 有
長島ウインドヒル株式会社	鹿児島県 出水郡 長島町	490	風力発電による 電力の販売	86.0 (86.0)	発生電力の購入 役員の兼任等... 有
株式会社福岡エ ネルギーサービ ス	福岡市 中央区	490	熱供給事業	80.0	役員の兼任等... 有
ニシム電子工業 株式会社	福岡市 博多区	300	電気通信機器製 造販売、工事及 び保守	100.0	電気通信機器の 購入及び同運転 保守の委託 役員の兼任等... 有
九電テクノシス テムズ株式会社	福岡市 南区	327	電気機械器具の 製造、販売及び 電気計測機器の 整備、保守管理	85.2 (85.2)	役員の兼任等... 有
株式会社九電ハ イテック	福岡市 中央区	200	電力設備の保 守、補修及び電 気工事	100.0 (100.0)	水力発電設備の 保全業務の委託 役員の兼任等... 有
株式会社九電送 配サービス	福岡市 中央区	200	電力設備に係る 調査及び設計、 託送供給等に係 る対応	100.0 (100.0)	役員の兼任等... 有
西日本空輸株式 会社	福岡市 東区	360	航空機による貨 物の輸送	54.7	役員の兼任等... 有
西日本プラント 工業株式会社	福岡市 中央区	150	発電所の建設及 び保守工事	85.0	各種発電所の建 設及び保守工事 の委託 役員の兼任等... 有
九州高圧コンク リート工業株式 会社	福岡市 南区	240	コンクリート ボールの生産及 び販売	51.3	役員の兼任等... 有

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は 被所有)割合(%)	関係内容
九電産業株式会社	福岡市 中央区	117	発電所の環境保 全関連業務	100.0	環境測定及び発 電所排煙脱硫装 置運転の委託 役員の兼任等... 有
Q s o l 株式会 社	福岡市 中央区	100	情報システム開 発、運用及び保 守	100.0	ソフトウェアの 開発及び電子計 算機運用保守業 務の委託 役員の兼任等... 有
株式会社九電ビ ジネスフロント	福岡市 中央区	100	人材派遣及び有 料職業紹介事業	100.0 (40.0)	派遣社員の受入 役員の兼任等... 有
株式会社キュー デン・グッドラ イフ	福岡市 中央区	100	有料老人ホーム 経営及び介護 サービス事業	100.0	役員の兼任等... 有
株式会社キュー デン・グッドラ イフ福岡浄水	福岡市 中央区	100	有料老人ホーム 経営及び介護 サービス事業	100.0 (100.0)	土地の賃貸 役員の兼任等... 有
株式会社キュー デン・グッドラ イフ熊本	熊本市 中央区	100	有料老人ホーム 経営及び介護 サービス事業	100.0 (100.0)	土地の賃貸 役員の兼任等... 有
九電ローン サービス株式会 社	福岡市 中央区	100	ローンに関す る事業	100.0	役員の兼任等... 有
株式会社キュー デンT & D・グ ローバル	福岡市 中央区	100	海外電気事業を 営む会社の有価 証券取得及び保 有	100.0 (100.0)	役員の兼任等... 有
株式会社キュー デン・グッドラ イフ鹿児島	鹿児島県 鹿児島市	100	有料老人ホーム 経営及び介護 サービス事業	90.0 (90.0)	土地の賃貸 役員の兼任等... 有
株式会社キュー デン・グッドラ イフ東福岡	福岡県 福津市	100	有料老人ホーム 経営及び介護 サービス事業	70.0 (70.0)	役員の兼任等... 有
株式会社R K K C S	熊本市 西区	100	コンピューター ソフトウェアの 開発及び販売	61.3 (61.3)	役員の兼任等... 有
西日本技術開発 株式会社	福岡市 中央区	40	土木・建築工事 の調査及び設計	100.0 (31.2)	土木建築設計の 委託 役員の兼任等... 有
九電不動産株式 会社	福岡市 中央区	32	不動産の売買及 び賃貸	100.0	社宅・寮の賃借 及び用地業務の 委託 役員の兼任等... 有
株式会社九電ビ ジネスパート ナー	福岡市 中央区	30	事務業務の受託 及びコンサル ティング	100.0	事務業務及びグ ループ会社経営 管理情報の提供 業務の委託 役員の兼任等... 有
光洋電器工業株 式会社	熊本市 西区	20	高低圧碍子等の 製造及び販売	97.3	役員の兼任等... 有

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は 被所有)割合(%)	関係内容
株式会社ニシコー	福岡市 中央区	20	土木・建築の工 事及び保守、鋼 構造物の製作・ 据付及び保守	74.0 (43.0)	土木・建築の工 事及び保守の委 託、鋼構造物の 購入及び保守の 委託 役員の兼任等… 有
株式会社朋友	福岡市 博多区	20	発電所の建設及 び保修工事	53.6 (53.6)	役員の兼任等… 無
Qユナイテッド エナジーサプラ イ&トレーディ ング株式会社	福岡市 中央区	10	エネルギー資源 の売買及び輸送	100.0	役員の兼任等… 有
九州メンテナ ンス株式会社	福岡市 中央区	10	不動産の清掃、 保守	100.0 (58.5)	社屋清掃、設備 保守管理業務の 委託 役員の兼任等… 有
ひびき発電合同 会社	北九州市 若松区	10	L N G火力発電 事業	80.0	資金の貸付 役員の兼任等… 有
株式会社キュー デン・インター ナショナル・ア ビドス2	福岡市 中央区	5	海外電気事業会 社の有価証券の 取得及び保有	100.0 (100.0)	役員の兼任等… 無
下関バイオマス エナジー合同会 社	山口県 下関市	1	バイオマス発電 による電力の販 売	100.0 (100.0)	役員の兼任等… 有
キューデン・イ ンターナシヨナ ル・アメリカス	アメリカ デラウェア	1 米ドル	海外電気事業会 社への出資及び 有価証券の取得 並びに保有	100.0 (100.0)	役員の兼任等… 有
キューデン・イ ンターナシヨナ ル・ヨーロッパ	オランダ アムステルダム	1 米ドル	海外電気事業会 社の有価証券の 取得及び保有	100.0 (100.0)	役員の兼任等… 有
キューデン・イ ンターナシヨナ ル・サウス フィールド・エ ナジー	アメリカ デラウェア	-	海外電気事業会 社への出資	100.0 (100.0)	役員の兼任等… 有
キューデン・イ ンターナシヨナ ル・ウエストモ アランド	アメリカ デラウェア	-	海外電気事業会 社への出資	100.0 (100.0)	役員の兼任等… 有
キューデン・イ ンターナシヨナ ル・アーバンディ ベロップメント ・アメリカ	アメリカ デラウェア	-	米国不動産事業 への出資	100.0	役員の兼任等… 有
キューデン・イ ンターナシヨナ ル・U S ・リ ニューアブルス	アメリカ デラウェア	-	海外再生可能エ ネルギー事業へ の出資	100.0 (100.0)	役員の兼任等… 有
(持分法適用非連結子会社)					
小倉物流施設特 定目的会社	東京都 中央区	740	物流施設開発事 業	- [100.0]	役員の兼任等… 無
キューデン・イ ンターナシヨナ ルUK	英国 ロンドン	3,000 千英ポンド	海外電気事業案 件の管理、新規 開発	100.0 (100.0)	役員の兼任等… 有

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は 被所有)割合(%)	関係内容
キューデン・イ ノパテック・ベ トナム	ベトナム ハノイ	4,200 千米ドル	ダム・発電運用 のシステム販売 及びコンサル ティング	100.0	役員の兼任等... 有
キューデン・イ リハン・ホール ディング・コー ポレーション	フィリピン マニラ	3,050 千米ドル	イリハンIPP 事業会社への出 資	100.0 (100.0)	役員の兼任等... 有
九電都市開発投 資顧問株式会社	福岡市 中央区	200	不動産投資顧問 業	100.0	役員の兼任等... 有
サーモケム・イ ンドネシア	インドネシア バンドン	11,050 百万ルピア	地熱技術サービ ス及びコンサル ティング	95.0 (95.0)	役員の兼任等... 有
九電記録情報管 理株式会社	福岡市 中央区	80	機密文書のリサ イクル事業	98.1 (71.9)	機密文書処理の 委託及び再生品 の購入、土地の 賃貸 役員の兼任等... 有
サーキュラー パーク九州株式 会社	鹿児島県 薩摩川内市	100	一般廃棄物・産 業廃棄物の収 集、運搬及び処 理に関するコン サルティング	51.0	土地の賃貸 役員の兼任等... 有
株式会社Q-C AP	福岡市 早良区	60	字幕など映像用 データの企画、 制作及びビジネ スサポート事業	78.3	印刷等の委託、 被服管理業務の 委託 役員の兼任等... 有
株式会社ネット ワーク応用技術 研究所	福岡市 博多区	45	情報通信システ ムの開発及び販 売	99.9 (99.9)	役員の兼任等... 無
株式会社Q T m e d i a	福岡市 中央区	40	インターネット のホームページ 企画、制作及び 管理	99.9 (99.9)	ホームページ制 作の委託 役員の兼任等... 無
株式会社戦国	福岡市 中央区	30	e-sports ビジネ スの企画及び運 営	97.5 (97.5)	役員の兼任等... 無
鷲尾岳風力発電 株式会社	長崎県 佐世保市	10	風力発電による 電力の販売	100.0 (100.0)	発生電力の購入 役員の兼任等... 有
株式会社R K K C Sソフト	熊本市 中央区	10	コンピューター ソフトウェアの 開発及び販売	100.0 (100.0)	役員の兼任等... 無
西技測量設計株 式会社	福岡市 中央区	10	土木建築の調 査、測量、設 計、製図、工事 管理	100.0 (100.0)	土木建築の調査 委託 役員の兼任等... 有
宗像アスティ太 陽光発電株式会 社	福岡市 中央区	10	太陽光発電によ る電力の販売	100.0 (100.0)	発生電力の購入 役員の兼任等... 有
九州高原開発株 式会社	大分県 大分市	10	宿泊施設の経営	100.0	土地の賃貸 役員の兼任等... 有

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は 被所有)割合(%)	関係内容
QE1 Flexibility Services 合同会社	福岡市中央区	10	蓄電池システムを活用したアンシラリーサービスの提供	100.0	役員の兼任等...有
九電エナジーインベストメント合同会社	福岡市中央区	10	五井ユナイテッドジェネレーション合同会社への出資及び融資	100.0	役員の兼任等...有
奄美大島風力発電株式会社	鹿児島県奄美市	10	風力発電による電力の販売	75.0 (75.0)	役員の兼任等...有
合同会社KLFを営業者とする匿名組合	(営業者)東京都千代田区	14	不動産への匿名組合出資	- [50.0]	役員の兼任等...無
フィッシュファームみらい合同会社	福岡県豊前市	10	魚介類の養殖、加工及び販売並びにそのコンサルタント業	60.3 (3.1)	役員の兼任等...有
株式会社オークパートナーズ	福岡市中央区	3	不動産の受託管理	100.0 (100.0)	役員の兼任等...有
株式会社キューデン・インターナショナル・インディア	福岡市中央区	2	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有	100.0 (100.0)	役員の兼任等...有
サーモケム	アメリカカリフォルニア	17 千ドル	地熱技術サービス、専門機器の製造販売・研究開発及びコンサルティング	100.0 (100.0)	役員の兼任等...有
(持分法適用関連会社)					
ひびきウインドエナジー株式会社	北九州市若松区	28,783	洋上風力発電事業	30.0 (30.0)	役員の兼任等...有
エレクトリシダ・アギラ・デ・トゥクспан社	メキシコメキシコシティ	898,277 千メキシコペソ	天然ガスを燃料とした発電事業	50.0 (50.0)	役員の兼任等...有
九州共同発電株式会社	北九州市戸畑区	9,000	火力発電事業	50.0	発生電力の購入 役員の兼任等...有
新桃電力股份有限公司	台湾新竹県	5,000,000 千台湾ドル	天然ガスを燃料とした発電事業	33.2 (33.2)	役員の兼任等...有
エクイティックス・パーチャー・ビッドコ・リミテッド	英国ガーンジー	140 百万英ポンド	海外廃棄物処理・発電事業会社への出資	16.7 (16.7)	役員の兼任等...有
博多那珂6開発特定目的会社	福岡市博多区	15,601	福岡市青果市場跡地活用事業に関する資産管理	25.0	役員の兼任等...無
キュウシュウ・トウホク・エンリッチメント・インベスティング社	フランスパリ	62,583 千ユーロ	ウラン濃縮事業への投資	50.0	役員の兼任等...有
株式会社クラフティア	福岡市中央区	12,561	電気工事	22.8 (0.2)	電気工事の委託 役員の兼任等...有
株式会社福岡クリーンエナジー	福岡市東区	5,000	廃棄物の処理及び電気・熱の供給	49.0	発生電力の購入 役員の兼任等...有

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は 被所有)割合(%)	関係内容
エレクトリシ ダ・ソル・デ トゥクスパン社	メキシコ メキシコシティ	493,407 千メキシコペソ	天然ガスを燃料 とした発電事業	50.0 (50.0)	役員の兼任等... 有
ペトログリー ン・エナジー・ コーポレーショ ン	フィリピン マニラ	2,849 百万フィリピンペソ	海外再生可能エ ネルギー電気事 業	25.0 (25.0)	役員の兼任等... 有
九州冷熱株式 会社	北九州市 戸畑区	450	液化酸素、液化 窒素及び液化ア ルゴンの製造販 売	50.0 (50.0)	役員の兼任等... 有
KEYS Bunkering West Japan株式 会社	北九州市 戸畑区	450	LNG燃料販売事 業、船舶保有事 業	40.0	役員の兼任等... 有
株式会社キュー ヘン	福岡県 福津市	225	電気機械器具の 製造及び販売	35.9	役員の兼任等... 有
みやざきバイオ マスリサイクル 株式会社	宮崎県 児湯郡 川南町	100	鶏糞を燃料とし た発電事業	42.0 (42.0)	発生電力の購入 役員の兼任等... 有
九州住宅保証株 式会社	福岡市 中央区	100	建物に関する性 能についての審 査、評価及び保 証業務	33.3 (10.0)	役員の兼任等... 有
誠新産業株式 会社	福岡市 中央区	100	電気機械器具の 販売	28.7 (9.7)	電気機械器具の 購入 役員の兼任等... 有
福岡エアポート ホールディング ス株式会社	福岡市 中央区	100	空港運営事業へ の投資	26.9 (2.4)	役員の兼任等... 有
西九州共同港湾 株式会社	長崎県 松浦市	50	揚運炭設備の維 持管理及び運転 業務	50.0 (50.0)	揚運炭及び港湾 管理業務の委託 役員の兼任等... 有
株式会社九建	福岡市 中央区	100	送電線路の建設 及び保修工事	15.2 [42.8]	役員の兼任等... 有
西日本電気鉄工 株式会社	佐賀県 鳥栖市	30	鉄塔・鉄構類の 設計、製作及び 販売	33.5	役員の兼任等... 有
田原グリーンバ イオマス合同会 社	東京都 港区	5	バイオマス発電 による電力の販 売	40.0 (40.0)	役員の兼任等... 有
アメア・エナ ジー・インベス トメント11・ ディーエムシー シー	アラブ首長国連 邦 ドバイ	50 千UAEディルハム	海外再生可能エ ネルギー事業へ の出資	40.0 (40.0)	役員の兼任等... 有
テプディア・ ジェネレーティ ング	オランダ アムステルダム	18 千ユーロ	海外電気事業会 社の有価証券の 取得及び保有	25.0 (25.0)	役員の兼任等... 有
インターナショ ナル・オフショ ア・パワー・ト ランスミッショ ン・ホールディ ング	アラブ首長国連 邦 アブダビ	4,000 米ドル	海外電気事業会 社への出資	35.0 (35.0)	役員の兼任等... 有
シーグリーン・ フェイス1・オ フト・ホールド コ・リミテッド	英国 ロンドン	1,000 英ポンド	海外電気事業会 社への出資	50.0 (50.0)	役員の兼任等... 有

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は 被所有)割合(%)	関係内容
アルドール・ ホールディング	アラブ首長国連 邦 ドバイ	10 千UAEディルハム	海外発電造水事 業会社への出資	20.0 (20.0)	役員の兼任等... 有
双日パーズボ ロー	アメリカ デラウェア	-	海外電気事業会 社への出資	25.0 (25.0)	役員の兼任等... 有
DGCウエスト モアランド	アメリカ デラウェア	-	海外電気事業会 社への出資	25.0 (25.0)	役員の兼任等... 有
イージー・ユー エス・オーピー ワン・ホール ディングス	アメリカ デラウェア	-	海外再生可能エ ネルギー事業へ の出資	40.0 (40.0)	役員の兼任等... 有

- (注) 1 株式会社キューデン・インターナショナル及び九州電力送配電株式会社は特定子会社である。
2 株式会社クラフティアは、有価証券報告書提出会社である。
3 議決権の所有割合欄の()内は、間接所有割合で内数、[]内は、緊密な者等の所有割合で外数である。
4 九州電力送配電株式会社は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えているが、セグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。)が100分の90を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略している。

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

a 資本関係

本株式移転により、九州電力は当社の完全子会社になる予定である。前記「提出会社の企業集団の概要 b 提出会社の企業集団の概要」の記載を参照されたい。

b 役員の兼任関係

当社の取締役は、九州電力を含む当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定である。前記「提出会社の企業集団の概要 b 提出会社の企業集団の概要」の記載を参照されたい。

c 取引関係

当社と当社の完全子会社となる九州電力との取引関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 b 提出会社の企業集団の概要」の記載を参照されたい。

2 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの当事会社の概要】

該当事項はない。

3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

九州電力は、同社の定時株主総会等による承認を前提として、2026年10月1日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、九州電力を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を2026年3月26日開催の九州電力の取締役会において承認した。

当社は、本株式移転計画に基づき、九州電力の普通株式1株に対して当社の普通株式1株の割合、九州電力のB種優先株式1株につき、当社のB種優先株式1株の割合をもって割当交付する。本株式移転計画においては、2026年6月25日に開催予定の九州電力の定時株主総会等において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしている。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されている(詳細については、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載を参照されたい。)

(2) 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書(写)」を参照されたい。

株式移転計画書(写)

九州電力株式会社(以下「当社」という。)は、当社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下「本持株会社」という。)を設立するための株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うことに関し、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条(株式移転)

本計画の定めるところに従い、当社は、単独株式移転の方法により、本持株会社成立日(第6条において定義する。)において、当社の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる本株式移転を行う。

第2条(本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙定款第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「キューデンホールディングス株式会社」と称し、英文では、「KYUDEN Holdings Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は、福岡市とし、本店の所在場所は、福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、10億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が10億株、B種優先株式が2,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙定款記載のとおりとする。

第3条(本持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称)

1. 本持株会社の設立時取締役(設立時監査等委員である設立時取締役を除く。)の氏名は、次のとおりとする。

(1) 取締役 池辺 和弘

(2) 取締役 西山 勝

(3) 取締役 橋本 上

(4) 取締役 早田 敦

(5) 取締役 平子 裕志(社外取締役)

(6) 取締役 渡辺 啓子(社外取締役)

2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

(1) 監査等委員 内村 芳郎

(2) 監査等委員 杉原 知佳(社外取締役)

(3) 監査等委員 重富 由香(社外取締役)

(4) 監査等委員 小野澤 康夫(社外取締役)

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により本持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の当社の株主名簿に記載又は記録された当社の普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に対し、その保有する当社の普通株式に代わり、当社が基準時において発行している普通株式の総数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。

2. 前項の規定により交付される本持株会社の普通株式の割当てについては、基準時における当社の普通株主に対し、その保有する当社の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

3. 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時の当社の株主名簿に記載又は記録された当社のB種優先株式の株主(以下「B種優先株主」という。)に対し、その保有する当社のB種優先株式に代わり、当社が基準時において発行しているB種優先株式の総数と同数の本持株会社のB種優先株式を交付する。
4. 前項の規定により交付される本持株会社のB種優先株式の割当てについては、基準時における当社のB種優先株主に対し、その保有する当社のB種優先株式1株につき、本持株会社のB種優先株式1株の割合をもって割り当てる。

第5条(本持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

2,373億486万3,699円

(2) 資本準備金の額

593億2,621万5,925円

(3) 利益準備金の額

0円

第6条(本持株会社の成立の日)

本持株会社の設立の登記をすべき日(以下「本持株会社成立日」という。)は、2026年10月1日とする。ただし、本株式移転の手続きの進行上の必要その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会の決議により、本持株会社成立日を変更することができる。

第7条(本計画承認株主総会等)

1. 当社は、2026年6月25日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 当社は、2026年6月25日を開催日として普通株主による種類株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会の決議により、前二項に定める株主総会及び種類株主総会の開催日を変更することができる。

第8条(本持株会社の上場証券取引所)

本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所プライム市場及び証券会員制法人福岡証券取引所への上場を予定する。

第9条(本持株会社の株主名簿管理人)

本持株会社の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第10条(自己株式の消却)

当社は、本持株会社成立日の前日までに開催される取締役会の決議又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定により、当社が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。)を、基準時まで消却するものとする。

第11条(本計画の効力)

本計画は、次の各号のいずれかの場合にはその効力を失う。

- (1) 第7条に定める定時株主総会又は種類株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合
- (2) 本持株会社成立日までに、本株式移転の実行のために必要な関係官庁の許認可等(関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限られない。)が得られなかった場合

(3) 次条に基づき本株式移転を中止する場合

第12条(本計画の変更等)

本計画の作成後、本持株会社成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、当社の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第13条(規定外事項)

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

2026年3月26日

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 西山 勝

キューデンホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、キューデンホールディングス株式会社と称する。英文では、KYUDEN Holdings Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支援、管理することを目的とする。

- (1) 電気事業
- (2) 電気機械器具および蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化または電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転および保守
- (3) 熱供給事業
- (4) 電気通信事業
- (5) 情報処理、情報提供のサービスおよびソフトウェアの開発、販売、リース
- (6) 電気通信工事、電気工事、土木建築工事の調査、設計、施工および施工監理
- (7) エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買および輸送
- (8) ガス供給事業
- (9) 介護サービス事業および老人ホームの経営
- (10) 一般廃棄物、産業廃棄物の処理および再利用ならびにその再生品の販売
- (11) 住宅性能評価・保証事業
- (12) 航空運送事業
- (13) コンクリート製品の生産および販売
- (14) 農林水産物の生産、加工および販売
- (15) 損害保険代理店および生命保険の募集に関する業務
- (16) 都市開発事業、不動産の売買、賃貸借および管理ならびに不動産投資顧問業
- (17) 前各号に関するエンジニアリング、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売
- (18) 前各号に付帯関連する事業
- (19) 経営上必要と認める他の会社への投資

2 当社は、前項各号およびこれに付帯関連する事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、福岡市において発行する西日本新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10億株とし、各種別の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が10億株、B種優先株式が2,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、B種優先株式につき1株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規程による。

第2章の2 B種優先株式

(優先配当金)

第13条 当社は、剰余金の配当(B種優先中間配当金(本条第5項に定義する。以下同じ。)を除く。)を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき本条第2項に定める額の剰余金(以下「B種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部または一部の配当(本条第3項に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。)がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、B種優先配当金の配当の基準日からB種優先配当金の支払いが行われる日までの間に、当社が第14条に従い残余財産の分配を行った場合または第18条もしくは第19条に従いB種優先株式を取得した場合には、当該B種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。

- 2 B種優先配当金の額は、1株につき2,900,000円とする。

- 3 ある事業年度に属する日を基準日として、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当(以下に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が当該事業年度に係る本条第2項に定めるB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、払込金額に対し年率2.9%(以下「B種優先配当率」という。)で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(2月29日を含む年度は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額(以下「累積未払B種優先配当金」という。)については、B種優先配当金、B種優先中間配当金および普通株主もしくは普通登録株式質権者に対する配当金の支払いに先立って、これをB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う。
- 4 B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、本条第2項に定めるB種優先配当金および累積未払B種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- 5 当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度における本条第2項に定めるB種優先配当金の額の2分の1に相当する額(1円に満たない金額は切り上げる。)(以下「B種優先中間配当金」という。)を配当する。

(残余財産の分配)

第14条 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額(以下「基準価額(B種優先株式)」という。)を支払う。

(基準価額(B種優先株式)算式)

1株あたりの残余財産分配価額 = 100,000,000円 + 累積未払B種優先配当金 + 前事業年度未払B種優先配当金 + 当事業年度未払B種優先配当金

上記算式における「累積未払B種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)を実際に支払われた日として、第13条第3項に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とし、「前事業年度未払B種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度(以下本条において「前事業年度」という。)に係るB種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないB種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るB種優先配当金の不足額(ただし、累積未払B種優先配当金に含まれる場合を除く。)とし、また、「当事業年度未払B種優先配当金」は、100,000,000円にB種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降、残余財産分配日(同日を含む。)までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当(累積未払B種優先配当金および前事業年度未払B種優先配当金を除き、B種優先中間配当金を含む。)がある場合における当該配当の累積額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日(2月29日を含む年度は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、基準価額(B種優先株式)を超えて残余財産の分配を行わない。

(議決権)

第15条 B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(種類株主総会における決議)

第16条 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)

第17条 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割または併合を行わない。当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(金銭を対価とする取得請求権)

第18条 B種優先株主は、当社に対し、いつでも、金銭を対価としてB種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日(B種優先株式)」という。)。当社は、この請求がなされた場合には、B種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日(B種優先株式)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日(B種優先株式)に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

B種優先株式1株あたりの取得価額は、第14条に定める基準価額(B種優先株式)算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第14条に定める基準価額(B種優先株式)の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日(B種優先株式)」と読み替えて、基準価額(B種優先株式)を計算する。

(金銭を対価とする取得条項)

第19条 当社は、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部または一部を取得することができる(当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日(B種優先株式)」という。)。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきB種優先株式を決定する。

B種優先株式1株あたりの取得価額は、第14条に定める基準価額(B種優先株式)算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第14条に定める基準価額(B種優先株式)の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日(B種優先株式)」と読み替えて、基準価額(B種優先株式)を計算する。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第20条 当社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき、株主総会の議長である取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第21条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第22条 株主総会の議長は、取締役会の決議によって定めた代表取締役がこれに当たる。

2 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第23条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第24条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第25条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名に委任してその議決権を行使することができる。この場合においては、当社に委任状を提出するものとする。

(種類株主総会)

- 第26条 第21条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。
- 2 第22条、第23条および第25条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
 - 3 第24条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
 - 4 第24条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第27条 当社の取締役は、13名以内とする。
- 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

- 第28条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第29条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)

- 第30条 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(役付取締役および代表取締役)

- 第31条 取締役会は、その決議により、役付取締役として会長1名を選定することができる。
- 2 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。

(職務代行)

第32条 会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。

(取締役会の招集)

第33条 取締役会は、会長がこれを招集する。

2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、さらにこの期間を短縮することができる。

(取締役会の議長)

第34条 取締役会の議長は、会長がこれに当たる。

(取締役会の権限)

第35条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の業務執行を決定する。

(業務執行の決定の委任)

第36条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第37条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第38条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当社は、取締役(業務執行取締役等である取締役を除く。)との間に、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第39条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第40条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、さらにこの期間を短縮することができる。

第6章 執行役員

(選任および役付執行役員)

第41条 当社は、取締役会の決議により、役付執行役員および執行役員を選任する。

2 前項の役付執行役員として、社長1名を置くこととし、また、副社長、常務、その他を置くことができる。

(執行役員の職務)

第42条 取締役会の決議に従い、社長は、当会社の業務執行を統括し、他の執行役員は、社長の統括の下に、当会社の業務を分担して執行する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の執行役員がその職務を代行する。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第45条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

第46条 期末配当金および中間配当金は、株主がその支払開始の日から起算して3年以内に受領しないときは、当社はその支払義務を免れる。

(B種優先株式の除斥期間)

第47条 第46条の規定は、B種優先配当金およびB種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。

付 則

(最初の事業年度)

第1条 第43条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2027年3月31日までとする。

(最初の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等)

第2条 当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額は、年額350百万円(うち社外取締役分の月例報酬のみ4千万円以内)以内とする。

2 当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当社の社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本項において「取締役」という。)の報酬等のうち、株式報酬制度(以下「本制度」という。)に係る報酬等の具体的な算定方法および具体的な内容は、次のとおりとする。なお、本制度に基づく報酬等は、前項に定めるものとは別枠とする。

(1) 本制度の概要

本制度は、九州電力株式会社(以下「九州電力」という。)の第94回定時株主総会および第97回定時株主総会において承認可決された業績連動型株式報酬制度と同種の業績連動型株式報酬制度である。当社は、九州電力がみずほ信託銀行株式会社等と締結した2018年8月22日付株式給付信託契約について、2026年10月1日付で、九州電力の契約上の地位ならびに権利および義務を承継するものとする。

すなわち、本制度は九州電力が2026年9月30日までに拠出した金銭および当社が必要に応じて2026年10月1日以降に拠出する金銭を原資として、当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。)を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」という。)が信託を通じて給付される株式報酬制度である。なお、取締役は、原則として、退任後に当社株式等の給付を受ける。

(2) 本制度の対象者

社外取締役および非常勤でない取締役(監査等委員である取締役は、本制度の対象外とする。)

(3) 信託金額(報酬等の額)

九州電力は、本制度に基づく給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を次のとおり拠出し、本信託を設定した。

本信託は、下記(4)のとおり、九州電力が2026年9月30日までに拠出した金銭または当社が必要に応じて2026年10月1日以降に拠出する金銭を原資として、当社株式を取得する。

九州電力は、2019年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)、2022年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度、2025年3月末日で終了した事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度にそれぞれ対応する必要資金としての金銭を拠出しており、2026年10月1日以降、当会社は、必要に応じて、最初の定時株主総会終結の時までの期間中に本制度に基づく給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、役員株式給付規程の定めに従い当会社の最初の定時株主総会終結の時までの所定の期間の取締役の職務執行の対価として、本制度に基づく給付を行う。当該資金の追加拠出に際しては、信託財産内に残存する当会社株式(直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当会社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除く。)および金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出する。

(4) 当会社株式の取得方法

本信託による当会社株式の取得を行う場合は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当会社の自己株式処分を引き受ける方法により行うものとする。

(5) 取締役に給付される当会社株式等の数の算定方法とその上限

取締役に、各事業年度の役職位に応じたポイントが付与される。また、各対象期間の終了日を基準日として、業績目標の達成度に応じたポイントが付与される。取締役に付与される対象期間当たりのポイント数の合計は、27万ポイントを上限とする。

取締役に付与されるポイントは、下記(6)の当会社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当会社普通株式1株に換算される(ただし、当会社の成立の日以降、当会社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行う。)

下記(6)の当会社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とする(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。)

(6) 当会社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当会社株式について、退任後に本信託から給付を受ける。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当会社株式の給付に代えて、当会社株式の時価相当の金銭給付を受ける。なお、金銭給付を行うために、本信託により当会社株式を売却する場合がある。

ポイントの付与を受けた取締役であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないことがある。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当会社普通株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当会社の成立の日以降、当会社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行う。)を基礎とする。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とする。

(7) 配当の取扱い

本信託勘定内の当会社株式に係る配当は、本信託が受領し、当会社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられる。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役(当会社の取締役以外の役職員、および当会社の子会社の役職員が本制度と同様の制度の対象者である場合には、これらの者も含む。)に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付される。

(最初の監査等委員である取締役の報酬等)

第3条 当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当会社の監査等委員である取締役の報酬等の総額は、年額80百万円以内とする。

(付則の削除)

第4条 本付則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除する。

4 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	キューデンホールディングス株式会社 (株式移転設立完全親会社)	九州電力株式会社 (株式移転完全子会社)
株式移転比率 (普通株式)	1	1
株式移転比率 (B種優先株式)	1	1

(注) 1 本株式移転に伴い、九州電力の普通株式1株に対して当社の普通株式1株の割合、九州電力のB種優先株式1株につき、当社のB種優先株式1株の割合をもって割当交付する。なお、当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、B種優先株式につき1株とする。

2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)：

普通株式 474,183,951株(予定)

B種優先株式 2,000株(予定)

上記新株式数は、2026年3月31日時点における九州電力の発行済株式総数に基づき記載している。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、九州電力の発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動する。また、九州電力は保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。)を本株式移転の効力発生の直前時まで消却する予定であるため、当社が交付する新株式数は、上記新株式数から消却相当数分を控除したものとなる。

3 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元(100株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」という。)の割当てを受ける九州電力の株主については、その保有する単元未満株式を東京証券取引所及び福岡証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできない。そのような単元未満株式を保有することとなる株主は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能である。また、会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能である。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、九州電力単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、本株式移転時の九州電力の株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、九州電力の株主に不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主が所有する九州電力株式1株(普通株式、B種優先株式)に対して当社の株式1株(普通株式、B種優先株式)を割り当てることとする。

上記のとおり、本株式移転は九州電力単独による株式移転のため、第三者機関による算定は行わない。

(3) 新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はない。

5 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付によって発行(交付)される有価証券との相違(対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違)】

該当事項はない。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行(交付)条件に関する事項】

該当事項はない。

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使について

九州電力の株主が、その所有する九州電力の普通株式につき、九州電力に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年6月25日開催予定の定時株主総会等に先立って本株式移転に反対する旨を九州電力に対し通知し、かつ、上記定時株主総会等において本株式移転に反対し、九州電力が上記定時株主総会等の決議の日(2026年6月25日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の種類及び種類ごとの数を明らかにして行う必要がある。

議決権の行使の方法について

九州電力の株主による議決権の行使の方法としては、2026年6月25日開催予定の九州電力の定時株主総会等に出席して議決権を行使する方法がある(なお、株主は、九州電力の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会等に関する代理権を証明する書面を、九州電力に提出する必要がある。)。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もある。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会等に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、九州電力に2026年6月24日午後5時までに到達するように返送することが必要となる。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱う。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト<https://www.soukai-portal.net>にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、2026年6月24日午後5時までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となる。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされる。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされる。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができる。ただし、当該株主は、法定の通知期限までに、九州電力に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要がある。また、九州電力は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがある。

組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時における九州電力の株主に割り当てられる。九州電力の株主は、自己の九州電力の普通株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の普通株式を受け取ることができる。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はない。

8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、九州電力は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、九州電力の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、九州電力の本店において2026年6月10日よりそれぞれ備え置く予定である。

は、2026年3月26日開催の九州電力の取締役会において承認された株式移転計画である。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類である。

は、九州電力の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類である。

これらの書類は、九州電力の営業時間内に九州電力の本店において閲覧することができる。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記 ~ に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置く。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

株式移転計画承認取締役会	2026年3月26日(木)
定時株主総会基準日	2026年3月31日(火)
株式移転計画承認株主総会	2026年6月25日(木)
九州電力株式上場廃止日	2026年9月29日(火)(予定)
当社設立登記日(効力発生日)	2026年10月1日(木)(予定)
当社株式上場日	2026年10月1日(木)(予定)

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事情により日程を変更する場合がある。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
普通株式について

九州電力の株主が、その所有する九州電力の普通株式につき、九州電力に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年6月25日開催予定の定時株主総会等に先立って本株式移転に反対する旨を九州電力に通知し、かつ、上記定時株主総会等において本株式移転に反対し、九州電力が、上記定時株主総会等の決議の日(2026年6月25日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の種類及び種類ごとの数を明らかにして行う必要がある。

新株予約権について

九州電力は、現在、新株予約権を発行していないため、該当事項はない。

第2 【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はないが、組織再編成対象会社である九州電力の主要な連結経営指標等は以下のとおりである。これら九州電力の連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられる。ただし、九州電力の連結経営指標等のうち2026年3月期については、有価証券報告書の提出前であり、金融商品取引法上の監査証明は受けていない。

九州電力の連結経営指標等

回次	第98期	第99期	第100期	第101期	第102期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高(営業収益) (百万円)	1,743,310	2,221,300	2,139,447	2,356,833	2,247,214
経常利益 又は経常損失() (百万円)	32,384	86,634	238,161	194,669	207,059
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失() (百万円)	6,873	56,429	166,444	128,766	154,535
包括利益 (百万円)	15,405	50,187	215,505	141,990	224,528
純資産額 (百万円)	676,337	617,230	921,043	1,031,280	1,225,877
総資産額 (百万円)	5,342,350	5,603,678	5,727,240	5,774,025	5,983,340
1株当たり純資産額 (円)	1,151.73	1,015.22	1,452.10	1,685.70	2,093.78
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失() (円)	10.09	123.81	342.30	260.14	314.65
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	12.1	10.4	15.5	17.3	19.9
自己資本利益率 (%)	1.1	9.2	22.6	13.6	14.1
株価収益率 (倍)	80.97	-	4.02	5.02	5.75
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	257,811	30,504	586,084	431,880	438,745
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	320,879	328,874	344,320	358,869	383,738
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	79,428	324,770	150,526	91,379	57,728
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	241,756	270,651	364,213	349,668	351,182
従業員数 (人)	21,226	21,096	21,092	21,173	21,189

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 2023年3月期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載していない。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はない。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第2 統合財務情報」を参照されたい。

2 【沿革】

- | | |
|------------|--|
| 2026年3月26日 | 九州電力の取締役会において、九州電力の単独株式移転による持株会社「キューデンホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画書」を決議 |
| 2026年6月25日 | 九州電力の定時株主総会等において、単独株式移転の方法により当社を設立し、九州電力がその完全子会社となることについて決議(予定) |
| 2026年10月1日 | 九州電力が単独株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を東京証券取引所プライム市場及び福岡証券取引所に上場(予定) |

なお、当社の完全子会社となる九州電力の沿革については、九州電力の有価証券報告書(2025年6月25日提出)を参照されたい。

3 【事業の内容】

当社は持株会社として、グループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行う予定である。

また、当社の完全子会社となる九州電力の最近連結会計年度末日(2026年3月31日)時点における事業の内容は以下のとおりである。

九州電力グループ(九州電力及び九州電力の関係会社)は、九州電力、子会社82社及び関連会社55社(2026年3月31日現在)で構成され、国内電気事業(発電・販売事業及び送配電事業)を中心とする事業を行っている。

報告セグメントは、「発電・販売事業」、「送配電事業」、「海外事業」、「その他エネルギーサービス事業」、「ICTサービス事業」及び「都市開発事業」の6つとしており、九州電力は主に「発電・販売事業」を営んでいる。

各報告セグメントの主な内容は、次のとおりである。

(1) 発電・販売事業

国内における発電・小売電気事業を主たる事業とする。

(2) 送配電事業

九州域内における一般送配電事業を主たる事業とする。

(3) 海外事業

海外における発電・送配電事業を主たる事業とする。

(4) その他エネルギーサービス事業

電気設備の建設・保守など電力の安定供給に資する事業、ガス・LNG販売事業、石炭販売事業、再生可能エネルギー事業を主たる事業とする。

(5) ICTサービス事業

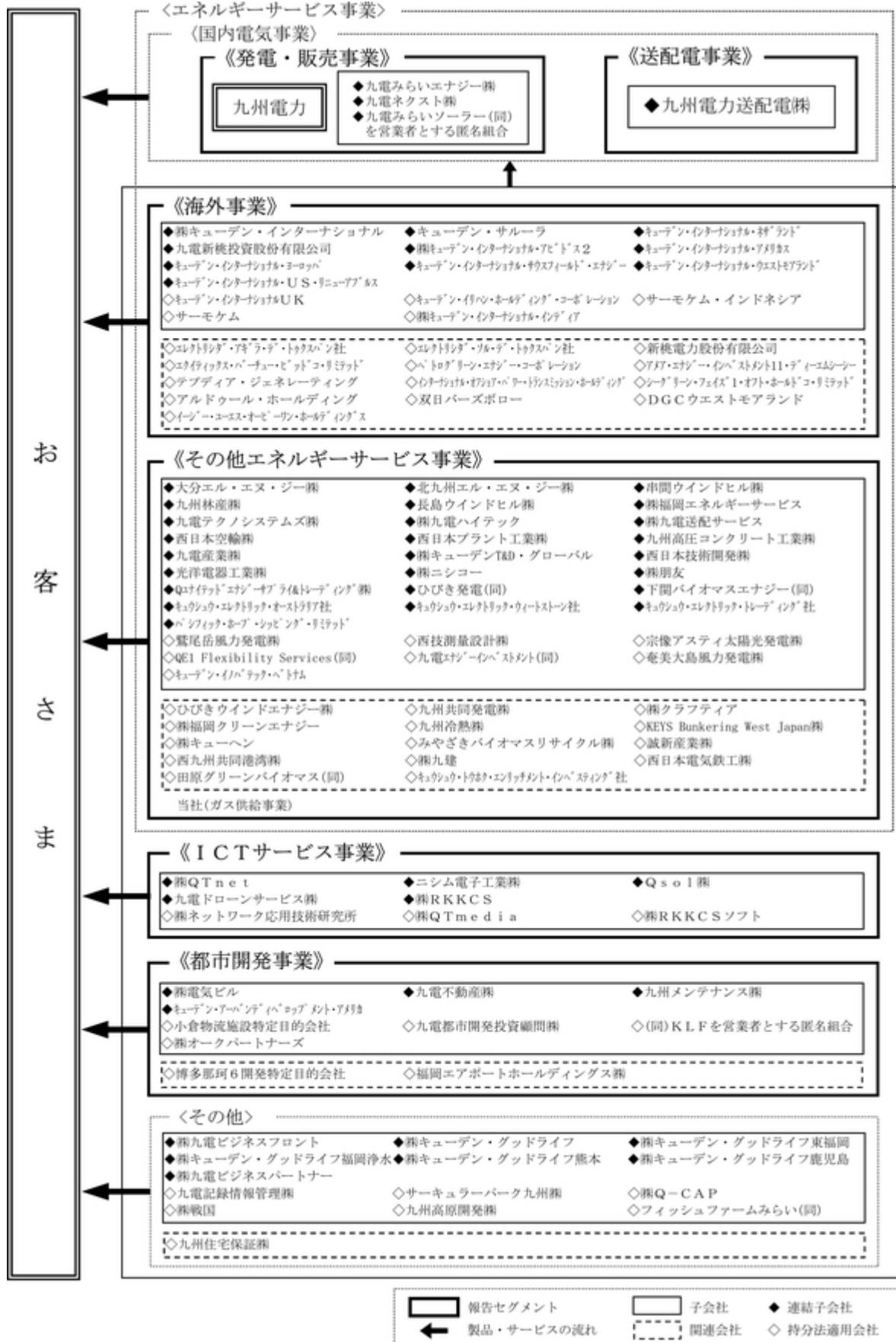
データ通信事業、光ブロードバンド事業、電気通信工事・保守事業、情報システム開発事業、データセンター事業を主たる事業とする。

(6) 都市開発事業

不動産開発・運営事業、官民連携事業を主たる事業とする。

〔事業系統図〕

当社グループの事業及び主な関係会社を事業系統図に示すと、以下のとおりである。



(注) 1 (株)クラフティアは、2025年10月1日付で(株)九電工から社名を変更したものである。

2 (株)Q T netは、(株)戦国を2026年4月1日付で吸収合併している。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はないが、当社の完全子会社となる九州電力の関係会社の状況については、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等 (4) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 b 提出会社の企業集団の概要」の記載を参照されたい。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定である。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる九州電力の最近連結会計年度末日(2026年3月31日)時点の従業員の状況は以下のとおりである。

連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
発電・販売事業	5,539
送配電事業	3,776
海外事業	96
その他エネルギーサービス事業	7,719
ICTサービス事業	2,883
都市開発事業	682
その他	494
合計	21,189

(注) 従業員数は、就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)を記載している。

九州電力の状況

2026年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)	平均年間給与との対前事業年度増減率(%)
4,383	42.1	20.8	8,420,008	4.4

セグメントの名称	従業員数(人)
発電・販売事業	4,354
その他エネルギーサービス事業	22
その他	7
合計	4,383

(注) 1 従業員数は、就業人員数(九州電力から社外への出向者を除き、社外から九州電力への出向者を含む。)を記載している。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

(3) 労働組合等の状況

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる九州電力において、労使関係について特に記載すべき事項はない。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる九州電力の最近連結会計年度末日(2026年3月31日)時点の状況は以下のとおりである。

2026年3月31日現在

管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)3		
		全労働者	うち 正規雇用 労働者	うち 非正規雇用 労働者
2.6	100.8	66.3	67.6	62.0

「管理職に占める女性労働者の割合」「労働者の男女の賃金の差異」に関する補足説明

九州電力では、全労働者の半数程度を占める技術系部門において、これまで女性の採用人数が少なかったことなどを背景に、全労働者に占める女性の比率は2割弱に留まっている。なお、事務系部門における女性比率は3割程度である一方、技術系部門の女性比率は3割程度となっている。

管理職に占める女性労働者の割合については、九州電力の全労働者に占める女性比率等が大きく影響している。女性比率の低い技術系部門においては、女性を積極的に採用するとともに、技術系部門に関心を持つ女性学生の母集団拡大に向けた取組みを進めている。事務系部門においては、女性の管理職登用にに向けた計画的な育成を進めている。

労働者の男女の賃金の差異については、同一労働における性別による賃金差異を設けていないものの、正規雇用労働者、非正規雇用労働者それぞれ以下の理由で差異が生じている。正規雇用労働者は、男女の年齢構成の違い等により賃金差異が生じている。具体的には、近年、技術系部門も含め新卒女性の採用を強化した結果、女性は20～30歳代が6割程度を占める一方で、男性は、過去の採用等の影響もあり、実務経験を積み処遇水準が相対的に高い40～50歳代が6割程度を占める。非正規雇用労働者は、定年後再雇用者、契約社員、パートタイマーが該当し、そのうち処遇水準が相対的に高い定年後再雇用者が非正規雇用労働者全体の7割程度を占める。こうした状況の中、定年後再雇用者は男性が9割程度を占めること、非正規雇用労働者の女性のうち契約社員・パートタイマーが7割程度を占めること等の理由により、男女の賃金に差異が生じている。

なお、取組みの詳細については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)を参照されたい。

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したもの。
 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号、以下「育児・介護休業法」という。)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号、以下「育児・介護休業法施行規則」という。)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したもの。
 3 賃金には基準内賃金、時間外手当、賞与、世帯・住宅手当等を含み、退職金、通勤費等を除く。また、各月初日の人員数の平均をもとに算定している。ただし、無給者及び育児休職・介護休職中の者は含まない。なお、出向者は出向元の人員として算定している。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)を参照されたい。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力のサステナビリティに関する考え方及び取組については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)を参照されたい。

3 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されていないが、当社は本株式移転により九州電力の完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在における九州電力の事業等のリスクが当社グループの事業等のリスクとなり得ることが想定される。九州電力の事業等のリスクを踏まえた当社グループの事業等のリスクは以下のとおりである。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在において九州電力が判断したものである。

リスクマネジメント体制及びプロセス

九電グループの経営に影響を与えるリスクについては、九州電力のリスク管理に関する規程に基づき、毎年リスクの抽出、分類、評価を行い、全社及び部門業務に係る重要なリスクを明確にしている。

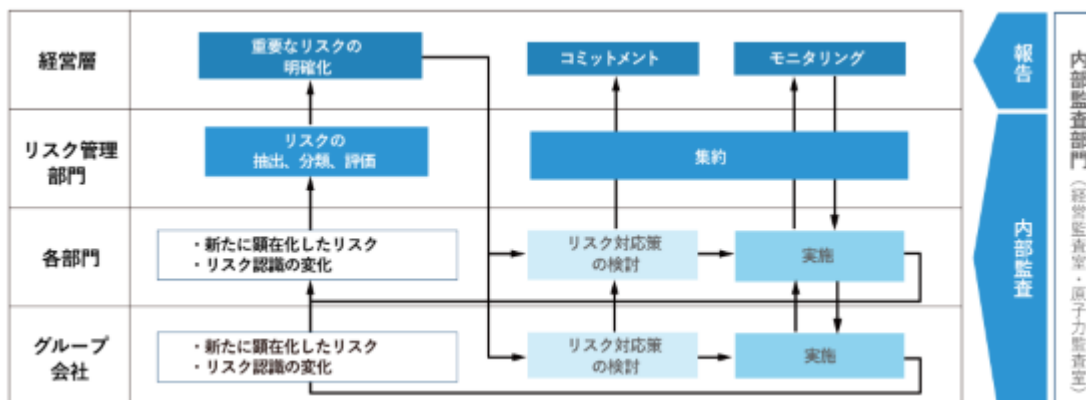
各部門及び事業所は、明確にされた重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み、適切に管理している。

複数の部門等に関わるリスク及び顕在化のおそれがある重大なリスクについては、関連する部門等で情報を共有したうえで、対応体制を明確にし、適切に対処している。特に、原子力については、社外の知見や意見等も踏まえ、幅広いリスクの把握に努めるとともに、取締役、執行役員等による情報の共有化を行い、継続的にその低減を図っている。

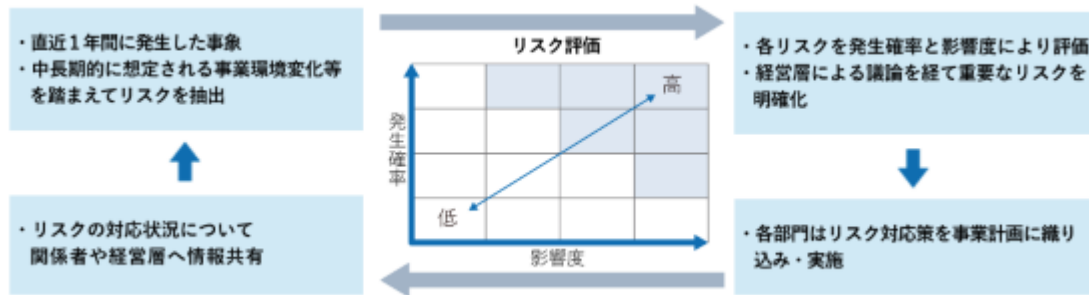
また、非常災害等の事象が発生した場合に迅速、的確に対応するため、予めその対応体制や手順等を規程に定めるとともに、定期的に訓練等を実施している。

こうしたリスクマネジメントの適正性の確保等を図るため、業務執行に対して中立性を持った内部監査部門により、各部門やグループ会社におけるリスクマネジメントの実施状況について監査を行っている。

(1) リスクマネジメント体制



(2) リスクマネジメントプロセス



リスク認識と対応策

当社グループの財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があるとして経営者が認識している主要なリスクは、以下のとおりである。

なお、2026年2月に発生した中東危機が当社グループへ与える影響については、「(1)競争環境等の変化 海外事業」、「(3)市場価格の変動 燃料価格の変動」、「(6)設備事故・故障、システム障害など 燃料供給支障」に記載するとともに、「(参考)地政学リスクの高まり」に再掲している。

文中における将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものである。

(1) 競争環境等の変化

国内電気事業

リスク認識	<p>当社グループは、発電・販売事業及び送配電事業を行っており、2025年度連結売上上の大部分を占めている。</p> <p>発電・販売事業については、データセンターや半導体関連産業による電力需要の増加が見込まれ、電力を安定的に供給することの重要性がこれまで以上に高まっている。</p> <p>また、気温・気候の変化、経済・景気動向、カーボンニュートラルへ向けた電化や省エネの進展、競合他社との競争状況の変化、国の競争活性化施策や燃料市場・電力取引市場の状況など外部環境変化により、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。</p>
対応策	<p>当社グループでは、カーボンニュートラルと安定供給を両立する最適な電源ポートフォリオ構築を進めるとともに、全国トップクラスの価格競争力と非化石電源比率を最大限活用した電力販売促進に取り組んでいる。また、環境価値を含めたお客さまに選ばれる料金メニューの開発や、豊富なお客さま接点やデータを活用したエネルギーソリューション事業の拡大などにより、国内電気事業の収益減少リスクの低減に取り組んでいる。</p>

海外事業

リスク認識	<p>当社グループは、これまで国内外の電気事業で培ってきた技術やノウハウを活用し、収益拡大が期待できる成長分野として、発電や送電などの海外事業を行っている。</p> <p>海外事業には、競争環境の激化や事業環境の変化、カントリーリスク、市況変動(物価高騰、電力・燃料価格の変動、金利・為替変動など)、環境・エネルギー政策の見直しなど特有のリスクがある。また近年は、脱炭素化の流れのなか、再生可能エネルギー、送配電、蓄電池、デジタル化などによる新たなビジネスやイノベーションなど事業機会が増加していることから、同時にリスクとなる要因も多様化かつ複雑化している。これらのリスクが顕在化した場合は、当初想定のリターンが得られず、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。</p>
対応策	<p>当社グループは、案件ごとの管理体制を整備し、適宜、市況変動(物価高騰、電力・燃料価格の動向、金利・為替動向など)のモニタリングを実施することで、リスクの早期発見や低減を図っている。また、定期的な案件ごとの収益性確認やリスク評価を行うことに加え、資産売却・入替えにより、アセット全体の最適ポートフォリオの見直しを行っている。</p> <p>こうした中、2026年2月の中東危機発生を受け、当社グループでは、現地に滞在する社員の安全確保を最優先事項と位置付け、アラブ首長国連邦に派遣している従業員及び帯同家族全員の国外退避を含む必要な対応を迅速に実施した。</p> <p>また、当社グループの中東危機継続による海外事業への影響については、現時点において、事業の継続や案件の収益性に対して重大な影響は確認されていないものの、地政学リスクの動向を注視しつつ、必要に応じて適切な対応を講じていく。</p>

その他エネルギーサービス事業

リスク認識	<p>当社グループは、電気設備の建設・保守などの電力の安定供給に資する事業、ガス・LNG販売事業、石炭販売事業や再生可能エネルギー事業に取り組んでいる。</p> <p>他事業者との競争、自然災害や国際情勢などによる燃料国際市況の変動、再生可能エネルギーを巡る制度変更などの外部環境変化が生じた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。</p>
対応策	<p>当社グループでは、効率化によるコスト削減及び新たな技術への取組みにより、お客さまニーズに応じたエネルギーサービスを提供し、収益の向上を図るとともに、再生可能エネルギーを取り巻く事業環境変化を的確に捉えた開発を推進している。また、ガス・LNG販売事業のうち燃料上流権益については、案件ごとに収益性評価やリスク評価を行っている。</p>

ICTサービス事業、都市開発事業、新規領域の事業

リスク認識	<p>当社グループは、エネルギーサービス事業以外に、当社グループの強みを活かした成長事業として、ICTサービス事業、都市開発事業を展開している。</p> <p>これらの事業は、社会ニーズの変化、技術の進展・普及、他社との競争激化、物価上昇など、事業環境の変化により、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。</p> <p>また、新たな収益源を生み出す観点から、新規領域を含めたイノベーションにも取り組んでいるが、既存事業領域と異なるリスクを有しており、顕在化した場合は、投資額に見合うリターンを得られず、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。</p>
対応策	<p>当社グループでは、適宜、事業環境の変化をモニタリングし、グループの強みを活かした収益拡大を図るとともに、案件ごとに収益性評価やリスク評価などを行っている。</p>

(2) 原子力発電を取り巻く環境

安全の確保を大前提とした原子力の最大限活用

リスク認識	<p>当社グループは、原子力発電をGHG排出抑制面やエネルギーセキュリティ面などで総合的に優れた電源であると考えており、国の新規規制基準を遵守することに加え、更なる安全性・信頼性向上への取組みを自主的かつ継続的に進めているなど、安全の確保を大前提に、原子力を最大限活用することとしている。</p> <p>しかしながら、法令・基準などの変更により原子力発電所の稼働が制約される場合や原子力発電所に係る訴訟の結果により、原子力発電所の運転停止を余儀なくされる場合は、原子力より割高である代替電源費用の発生や設備投資の増加など当社グループの業績に大きな影響を与える可能性がある。</p>
対応策	<p>当社グループは、法令・基準などの変更に対し、国の審査や追加で安全対策が必要な場合の工事を適切に進めていく等、リスクの低減に取り組んでいる。また、訴訟においては、当社グループの主張を十分に尽くし、原子力発電所の安全性などについてご理解いただけるよう努めている。</p>

原子燃料サイクル

リスク認識	<p>当社グループは、原子燃料サイクル事業の実施主体である日本原燃株式会社に対して、2026年3月末時点で779億円の保証債務を保有しており、日本原燃株式会社の財務状態が悪化した場合、保証の履行を債権者より求められる可能性がある。</p>
対応策	<p>当社グループでは日本原燃株式会社の再処理事業等の早期竣工及びその後の安定稼働に向けて、応援要員の派遣等の支援を行っている。</p>

原子力バックエンド事業

リスク認識	<p>使用済燃料の再処理や原子力施設の廃止措置、特定放射性廃棄物の最終処分などの原子力バックエンド事業の費用は、今後の制度見直しや将来費用の見積額の変更などによって変動することから、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。</p>
対応策	<p>現時点において、当社グループは、国の制度措置等に基づき、必要な費用を計上・拠出していることから、これらのリスクは一定程度低減されている。</p> <p>上記の費用のうち、使用済燃料の再処理及び原子力施設の廃止措置に必要な資金については、使用済燃料再処理・廃炉推進機構に対し、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に規定する再処理等拠出金及び廃炉拠出金を納付し、費用計上している。</p> <p>また、特定放射性廃棄物の最終処分に必要な資金については、原子力発電環境整備機構に対し、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に規定する拠出金を納付し、費用計上している。</p>

(3) 市場価格の変動

燃料価格の変動

リスク認識	<p>当社グループの発電事業における主要な燃料であるLNGや石炭の調達価格は、燃料調達先の設備・操業トラブル、自然災害や政治・経済動向などによる燃料国際市況の変動及び外国為替相場の変動影響を受けることがあり、調達価格の変動が当社グループの業績に影響を与える可能性がある。</p> <p>特にLNGについては、長期間貯蔵することが困難であり貯蔵量が限られることから、供給元の情勢などによるLNG供給量の変動、電力需要の増減及び発電所の運転状況などにより、LNGを調達又は販売した場合、調達価格や販売価格によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。</p>
対応策	<p>当社グループでは、燃料の調達先の分散化や燃料トレーディングなどによる燃料調整機能と電力の自社需給関連機能を一体的に運用することで調整機能を高め、調達の安定性・柔軟性の確保を行っている。</p> <p>また、燃料の購入などに伴う外貨建債務などについては、必要に応じて為替予約取引や燃料価格スワップ取引などを利用することにより、為替変動リスク及び燃料価格変動リスクを低減している。</p> <p>こうした中、2026年2月に中東危機が発生したが、九州電力は同地域から燃料を調達しておらず、影響は限定的である。</p> <p>中東危機が長期化した場合、LNG価格が上昇する可能性があるが、燃料価格や外国為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」により、当社グループの業績への影響は一定程度緩和されている。</p>

金利の変動

リスク認識	<p>当社グループは、国内電気事業に必要な発電設備、送変電設備及び配電設備といった多数の設備を保有している。これら設備の建設や更新工事などを計画的に進めていくために多額の資金が必要である。</p> <p>当社グループは、これらの必要資金に充当するため自己資金のほか金融機関からの借入及び社債の発行により資金調達しており、当社グループの有利子負債残高は、2026年3月末時点で3兆6,970億円(総資産の62%に相当)となっている。</p> <p>このため、今後の市場金利の変動が、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。</p>
対応策	<p>有利子負債残高の97%を占める社債や長期借入金の大部分を固定金利で調達していることなどにより、金利の変動による当社グループへの影響を限定化している。</p> <p>ただし、今後新たに調達する資金においては、金利の変動による影響が見込まれるため、金利の動向や資金需要の状況などを見極めながら、適時適切な資金調達に努めていく。</p>

卸電力取引所における取引価格の変動

リスク認識	<p>当社グループでは、低廉で安定した電気をお客さまにお届けするため、自社電源の運用や相対取引の他に、卸電力取引所を活用して電源調達を行っている。また、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」による電源調達を行っており、調達価格は卸電力取引所の取引価格と連動する。</p> <p>卸電力取引所の取引価格は、売り入札(供給)と買い入札(需要)のバランスによって決定するため、猛暑・厳冬などによる電力需要の急伸又は発電所の計画外停止・電力系統の事故などによる供給力の低下により取引価格が急騰した場合は、購入電力料が増加し、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。</p>
対応策	<p>当社グループでは、燃料価格や電力需給の動向に関する想定に基づき、電源調達手段を組み合わせた電源ポートフォリオの最適化やデリバティブ取引の活用などを行っている。</p> <p>なお、卸電力取引所における取引価格の変動を高圧・特別高圧お客さまの電気料金に反映させる「市場価格調整制度」により、当社グループの業績への影響は一定程度緩和されている。</p>

(4) 電気事業関係の制度変更等

リスク認識	<p>政府は、「第7次エネルギー基本計画」や「GX(グリーントランスフォーメーション)2040ビジョン」のもと、エネルギーの安定供給をはじめ、カーボンニュートラルの実現などの公益的課題の達成に向け、エネルギー政策に関する制度設計や市場整備を進めている。</p> <p>上記を含めた電気事業を取り巻く制度の変更などに伴い、規制や制度に適合するための設備投資や費用などの増加、当社グループが保有する発電設備の稼働率の低下や各種電力取引市場からの収益変動などが発生した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。</p>
対応策	<p>迅速かつ的確に対応できるよう、エネルギー政策、電気事業に係る制度、環境規制などに関する情報を積極的に収集の上、関係箇所連携し、戦略や具体的対応の検討を実施している。</p>

(5) 気候変動に関する取組み

リスク認識	<p>気候変動への関心が高まるなか、世界的に低・脱炭素社会実現に向けた取組みが進んでおり、政府はGX(グリーントランスフォーメーション)を通じて脱炭素、エネルギーの安定供給、経済成長を同時に実現すべく、中長期の見通しとして「GX2040ビジョン」を策定し、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(GX推進法)の改正を行うなど、規制の具体化が進められており、将来的には強化されていくことが予想される。</p> <p>特に、化石燃料賦課金や排出量取引制度をはじめとするカーボンプライシング制度の規制強化など、化石燃料の使用に過大な追加負担が課された場合、発電設備などの電力供給設備に対する投資、費用が増大するなど、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。</p> <p>また、消費者や社会からの脱炭素ニーズの高まりや環境技術の進展に適應できない場合、事業の停滞など当社グループの業績に影響を与える可能性がある。</p> <p>さらに、金融・資本市場でも、サステナビリティ情報を重視する傾向が強まっており、低・脱炭素化への取組みが不十分、あるいは気候変動に関する情報開示に的確に対応していないなどと判断された場合、株主・投資家から信頼・評価を失い、株価低迷や資金調達の困難化など、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。</p>
対応策	<p>当社グループは、「九電グループカーボンニュートラルビジョン2050」のもと、エネルギー供給面(電源の低・脱炭素化)と需要面(電化の推進)の両面から取組みを推進しており、サプライチェーンGHG排出量の削減と社会のGHG排出削減への貢献により、2050年カーボンニュートラルの実現及びカーボンマイナスの早期実現を目指している。</p> <p>この具現化に向けて、2025年5月に、2030年・2035年を対象とした経営目標(環境目標)及びその達成に向けたKPI(重要業績評価指標)を公表したところであり、カーボンプライシング導入による費用負担も踏まえつつ、電力の安定供給とカーボンニュートラル実現の両立に向けた取組みを一層推進していく。</p> <p>また、当社グループは、気候変動対応を含めたサステナビリティの取組みを推進するため、「サステナビリティ推進委員会」、担当役員及び専任部署を設置し、情報開示の充実やステークホルダーとの対話を推進している。</p>

(6) 設備事故・故障、システム障害など

自然災害

リスク認識	<p>当社グループは、お客さまの生活や社会経済活動に欠かせない電力の安定供給に必要な発電設備や送変電設備、配電設備などの電力供給設備をはじめ、電気事業の遂行に必要な多数の設備を広範囲に設置している。</p> <p>地震・津波・台風・集中豪雨など自然災害が発生した場合には、設備・サプライチェーンが被害を受け、広範囲・長期間の停電により社会経済活動に重大な影響を及ぼし、社会的信用が低下する可能性があるとともに、収益の減少や多額の復旧費用など、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。</p>
対応策	<p>当社グループでは、設備の耐力強化や復旧資機材の事前確保などを進めるとともに、自治体や自衛隊などの関係機関との協力体制構築により、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に取り組んでいる。</p> <p>また、九州電力送配電株式会社は一般送配電事業者10社連名による「災害時連携計画」を作成し、大規模災害が発生した場合には、他社からの応援受け入れや関係機関との連携などによる迅速な復旧対応が可能な体制を構築している。</p> <p>なお、原子力施設については、自然災害に対する国の新規制基準の対応に加え、国内外の最新知見などを活かしながら継続して自主的に安全性向上対策を実施することで、自然災害に対する強化を図っている。</p>

設備の高経年化等

リスク認識	<p>当社グループは九州を中心に発電設備、送変電設備、配電設備などの多数の電力供給設備や情報通信設備などを保有している。</p> <p>大規模発電所や超高压送電線などで、経年劣化により故障発生確率が上昇し、重大な設備事故が発生した場合、当社グループの経済損失が発生するとともに、広範囲・長期間の停電により社会経済活動に重大な影響を及ぼし、社会的信用が低下する可能性がある。</p>
対応策	<p>当社グループでは設備巡視による危険箇所の事前把握や設備状態に応じたきめ細やかなメンテナンスに取り組んでいる。また、経年の進んだ電力供給設備に対する重点的な点検・補修に加え、計画的な高経年設備の更新に取り組んでいる。さらに、ドローン、画像解析、AIなどの新技術を活用した設備保全の高度化・効率化にも取り組んでいる。</p>

燃料供給支障

リスク認識	当社グループが発電用の燃料を輸入する国や地域、または燃料輸送ルートにあたる地域やその周辺で戦争・テロ等が発生した場合、サプライチェーン途絶により燃料供給が滞り、電力供給に影響が出る可能性がある。
対応策	当社グループは、燃料の供給国・地域ごとのリスク分析を踏まえた調達先の分散化による安定調達を図るとともに、燃料トレーディング機能の活用による調達の柔軟性向上や海外貯蔵設備での在庫確保等を通じて、リスクが顕在化した際においても安定調達が実現できるよう取組みを進めている。 こうした中、2026年2月に中東危機が発生したが、九州電力は同地域から燃料を調達しておらず、影響は限定的である。

資機材・役務調達の不安定化

リスク認識	当社グループが調達する資機材・役務は、自然災害や地政学リスクの高まり、世界的な需要増による製造ラインの逼迫や、少子高齢化による労働力不足等に伴い、安定的な確保が困難となる可能性がある。
対応策	当社グループは、取引先との対話活動を通じてサプライチェーンの課題等へ適切に対応し、パートナーシップ強化に努めるとともに、資機材調達情報の公開による新規取引先の参入促進や、早期の発注による製造能力・施工力の確保など、資機材の安定調達に向けた取組みを行っている。

システム障害

リスク認識	当社グループでは、お客さま情報や社内情報などを扱う情報処理システムを開発・運用している。また、成長事業として、社外に対してICTサービスを提供している。 このため、これら情報処理システムの動作不具合や停止などのトラブルにより、情報漏洩、業務の停滞及びICTサービス支障が発生した場合、事後対応費用や信頼の失墜など当社グループの業績に影響を与える可能性がある。
対応策	当社グループでは24時間365日のシステム運用監視や計画的な設備更新など、システム障害の未然防止に取り組む一方、システム障害が発生した場合の速やかな初動・復旧体制の整備などを行い、万一の事態に備えている。

サイバー攻撃

リスク認識	当社グループに対するサイバー攻撃は年々増加しており、攻撃方法も巧妙かつ悪質化するなど、その脅威はますます増大している。 当社グループでは国内電気事業、ICTサービス事業など、幅広く事業を展開しており、サイバー攻撃により、機密性の高い内部情報や個人情報の流出、業務支障が発生する可能性がある。 また、海外では電力供給設備に対するサイバー攻撃による停電が発生しており、当社グループの電力供給設備がサイバー攻撃を受けた場合、電力の供給が停止する可能性がある。 いずれの場合にも、当社グループの信頼が失墜するとともに、事後対応費用が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。
対応策	当社グループではサイバーセキュリティ対策室を中心に、多層防御として、組織的・人的・物理的・技術的な対策を講じており、当社グループ全体の情報セキュリティレベルの維持向上を図っている。 こうしたなか、2024年6月に九州電力のグループ会社が第三者による不正アクセスを受け、個人情報漏洩したおそれがある事案が発生した。グループ会社が不正アクセスを受けたことを真摯に受け止め、今後、同様の事案が発生することがないよう、グループ一体となって情報セキュリティの確保に取り組んでいく。

(7) オペレーショナルリスク

業務上の不備

リスク認識	<p>当社グループは、国内電気事業をはじめ、幅広く事業を展開しており、従業員の過失などによる業務上の不備が生じた場合、お客さまへのサービス提供に支障が出るのみならず社会活動に大きな影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>特に、国内電気事業においては、電力システム改革や再生可能エネルギーの普及などにより、従来と比べ需給運用が複雑化している。作業ミスなどにより、広範囲・長期間の停電や感電などの労働災害が発生した場合、当社グループの信頼が失墜するとともに、事後対応費用など当社グループの業績に影響を与える可能性がある。</p>
対応策	<p>当社グループでは電力供給設備の作業時のミス未然防止に向けて、綿密な事前の計画、作業管理体制を整備するとともに、作業の教育・訓練を実施している。</p> <p>また、労働災害・事故の防止にあたっては、「九電グループ安全行動憲章」に基づき、事業に関わるすべての人たちの安全と安心の永続的な確保に向け、重大災害の防止対策や災害の未然防止に向けた先取り型の安全諸活動にグループ一体となって取り組んでいる。この取り組みにあたっては、社長を委員長とする「九州電力安全推進委員会」を中心とした安全推進体制を整備し、安全を最優先する風土・文化の醸成に努めている。</p>

法令違反等

リスク認識	<p>当社グループは、国内電気事業をはじめ、幅広く事業を展開しており、関連する法令や規制は多岐にわたる。また海外での事業運営においては、当該国の法的規制の適用を受けている。</p> <p>当社グループでは、これらの様々な法的規制の遵守に努めているが、各種法令や電力システム改革に伴う行為規制などに対する理解が不十分または法令などが変更された際の対応が適切でなく、法令などに違反したと判定された場合や、従業員による個人的な不正行為などを含めて社会的要請に反した場合は、行政指導や行政処分、信頼の失墜、事後対応費用など、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。</p>
対応策	<p>九州電力では法令理解の浸透を通じた法的規制の遵守はもとより、社会的規範や企業倫理を守ることをコンプライアンス経営と定め、コンプライアンス経営の最高責任者である社長を委員長とし、社外有識者を含むコンプライアンス委員会のもと、各業務執行機関の長を「コンプライアンス責任者」として、活動計画を策定・実践するとともに、社内外に相談窓口を設置するなどの体制を整備し、コンプライアンスを推進している。</p> <p>また、グループ会社に対しては、コンプライアンス情報の共有や意見交換などを行い、グループ会社と一体となった取組みを推進しているほか、グループ会社の指導・支援に関する管理部門の役割を明確化するなど、当社グループ全体での推進体制の強化を図っている。</p> <p>九州電力及び九電みらいエナジー株式会社は、公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、2023年3月排除措置命令及び課徴金納付命令(九電みらいエナジー株式会社は排除措置命令のみ)を、同年7月には経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令を受けた。公正取引委員会からの各命令については、九州電力及び九電みらいエナジー株式会社と公正取引委員会との間で、事実認定等に見解の相違があることから、同年9月29日に取消訴訟を提起し、係争中である。</p> <p>また、九州電力送配電株式会社及び九州電力において、行為規制にかかる情報漏洩及びその情報の不正閲覧があり、2023年4月に経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令、同年6月個人情報保護委員会から個人情報の保護に関する法律に基づく指導等を受けた。</p> <p>これらの事案の発生を受け、策定した業務改善計画に基づき、着実に再発防止の取組みを進めており、引き続き、実効性のある再発防止の取組み及びコンプライアンスを最優先にした事業活動を徹底していく。</p>

人権侵害

リスク認識	従業員、お客さま及びサプライチェーンにおいて、差別、製品・サービスによる事故、環境汚染・破壊、地域住民の権利の不適切な制限及びハラスメントといった人権侵害が起きた場合、社会的信用の低下とともに取引停止・調達困難・訴訟などによる業務支障や費用増加の可能性がある。
対応策	当社グループでは、2023年度に策定した「九電グループ人権方針」のもと、企業が事業上の人権リスクを特定し、その防止・軽減を図るプロセスである「人権デュー・ディリジェンス」の実施、教育・研修の実施やサプライチェーンの管理、人権侵害に対する救済措置の整備を目的にした社内外向けの相談窓口の整備など、人権リスクの低減策に取り組んでいる。

知的財産侵害等

リスク認識	知的財産の取組み(創造・保護・活用)が不十分な場合、知的財産権の侵害増大や競合他社との競争力低下の可能性がある。また、技術開発投資の回収が不確実になり、技術開発の成果を十分に活用出来ないおそれが高まることなどにより、企業価値の向上が妨げられる可能性がある。 更に、近年生成 A I 技術の進展に伴い、業務推進における A I 活用は有益であるが、一方で他者の権利を侵害するリスク、または自社の権利が侵害され、自社の技術が流出するリスクがある。
対応策	当社グループは、従来の研究開発等を通じて創出した知的財産の権利化や適正管理の取組みに加え、2023年12月に「知的財産戦略」を策定し、知財の創造・保護・活用の知的創造サイクルを回すことにより企業価値を向上させ、技術開発との連携により経営・事業戦略に知財面から貢献することとしている。 また、生成 A I 活用にあたり、社外有識者の講演会及び社内ルールによる注意喚起によって、他者権利の侵害の防止及び自社権利の保護、自社技術流出の防止に取り組んでいる。 更に、A I 関連の法・制度等の動向を注視すると共に、知財ガバナンス機能により、必要な対策を講じていく。

環境負荷低減取組み不十分・環境汚染

リスク認識	環境負荷を低減する取組みが不十分な場合、株主・投資家からの評価が低下し、株価低迷や資金調達の困難化など、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。 また、事業運営やサプライチェーンにおいて環境汚染などを引き起こした場合、社会的信用の低下とともに取引停止・調達困難・訴訟などによる業務支障や費用増加の可能性もある。
対応策	環境負荷の低減については、「循環経済への貢献」、「ネイチャーポジティブへの貢献」、「環境管理の推進」の課題ごとにサステナビリティ指標を設定するとともに、その達成に向けた取組みを中期経営計画に反映させ、P D C A サイクルを回している。 事業運営における環境汚染などの防止については、環境アセスメントによる大気・水質・生物等の保全措置、関係地方公共団体との間で締結した環境保全協定を遵守した発電所等の設備運用及び排ガス・排水のモニタリング、産業廃棄物の適正管理・処理などを行い、リスクの低減に努めている。 サプライチェーンにおける環境汚染などの防止については、サプライチェーン全体で企業の社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に取組むことを目的に「サステナブル調達ガイドライン」を制定。サプライヤーに対し、環境・生物多様性保全についての取組みを推進していただくよう理解活動に努めている。

人材確保困難化・従業員エンゲージメントの低下

リスク認識	<p>少子化に伴う労働力人口の減少など労働市場が大きく変化するなか、事業戦略の実現に必要な多様な強みを有する人材の獲得・育成や、九電グループ全体での安定的な人材確保ができなければ、事業継続や中長期的な企業価値に影響を及ぼし、経営ビジョンの達成が困難になる可能性がある。</p> <p>また、働き手の就業意識や価値観は多様化しており、従業員の主体的な意欲を引き出し、多様性を活かす環境の整備ができなければ、従業員のエンゲージメントは低下し、生産性の停滞や人材流出を招くおそれがある。</p>
対応策	<p>人材の確保については、事業戦略の実現に必要な経験者・高度専門人材の採用拡大や複線型処遇の導入など、多様な強みを有する人材の獲得に向けた施策を強化している。また、合同採用説明会など、九電グループ全体での人材確保に資する取組みも実施している。さらに、自己選択型の研修機会の充実や、社内外の兼業・副業を可能とするなど多様な学びと成長を促進するとともに、こうした人材の経験や努力を活かす適所適材の配置に取り組むことで、従業員の自己実現の支援やその能力活用を図っている。</p> <p>従業員エンゲージメントの維持・向上に向けては、個人の思いと組織のビジョン等を、職場での対話を通じて結び付け、人と組織がともに成長しながら価値創出につなげるQX(Qden Transformation)を全社で展開するとともに、時間・場所に捉われない柔軟な働き方ができる制度の充実や、心身ともに健康で生き活きと働ける心理的安全性の確保など、基盤づくりに取り組んでいる。また、DE&I推進の観点から、女性、高齢者、障がい者など、多様な人材が活躍できる環境整備も進めている。</p> <p>こうした取組みにより、価値創出や生産性向上を実現し、人的資本の価値最大化を図っている。</p>

DX停滞

リスク認識	<p>お客さまニーズの多様化や働き手不足を背景に、AI等の技術革新を活用した変革が求められている。</p> <p>こうした環境下において、データ活用基盤構築やDX人材育成の遅延等によりDXの取組みが停滞し、デジタル技術を前提とした事業運営への対応が十分に進まなければ、当社グループの利益創出機会の逸失、生産性の低下を招くリスクが高まる。</p>
対応策	<p>九電グループ経営ビジョン2035において、DXを企業価値創造に不可欠な経営中核戦略と位置付け、DX推進本部のもと、生成AIの活用やデータ分析基盤の強化、業務プロセスの抜本的改革、DX人材育成を含む全社的なDX施策を推進している。</p> <p>さらに、DXに伴うリスクを重要な経営課題の一つと認識し、副社長(最高情報責任者：CIO)が委員長を務める全社IT推進委員会を通じて、DXの進捗状況や課題を継続的に把握・議論するなど、経営層の関与のもとでガバナンスを確保している。</p> <p>この枠組みを通じて、デジタル技術を活用した企業変革を進めることで、競争力の向上や生産性の維持・向上を図っている。</p>

(参考)地政学リスクの高まり（再掲）

リスク認識	<p>当社グループは、海外事業の展開、発電用燃料や資機材の調達等において、国際的な政治・経済情勢の影響を受ける可能性がある。</p> <p>特に、昨今の地政学リスクの高まりにより、紛争地域及びその周辺地域の事業の環境悪化、燃料国際市況の変動、燃料供給量の変動が生じる可能性のほか、資機材の安定的な調達が困難となるおそれがある。</p> <p>これらのリスクが顕在化した場合、当社グループの業績や電力の安定供給に影響を及ぼす可能性がある。</p>
対応策	<p>当社グループでは、海外事業において、案件ごとの管理体制を整備し、適宜、市況変動(物価高騰、電力・燃料価格の動向、金利・為替動向など)のモニタリングを実施することで、リスクの早期発見や低減を図っている。</p> <p>こうした中、2026年2月の中東危機発生を受け、当社グループでは、現地に滞在する社員の安全確保を最優先事項と位置付け、アラブ首長国連邦に派遣している従業員及び帯同家族全員の国外退避を含む必要な対応を迅速に実施した。</p> <p>なお、当社グループの中東危機継続による海外事業への影響については、現時点において、事業の継続や案件の収益性に対して重大な影響は確認されていない。</p> <p>また、燃料の調達において、供給国・地域ごとのリスク分析を踏まえた調達先の分散化による安定調達を図るとともに、燃料トレーディング機能の活用による調達の柔軟性向上や海外貯蔵設備での在庫確保等を通じて、リスクが顕在化した際においても安定調達が実現できるよう取り組んでいる。</p> <p>2026年2月に中東危機が発生したが、九州電力は同地域から燃料を調達しておらず、影響は限定的である。</p> <p>中東危機が長期化した場合、LNG価格が上昇する可能性があるが、燃料価格や外国為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」により、当社グループの業績への影響は一定程度緩和され、現時点では当社グループの収支への影響は限定的である。</p> <p>当社グループは、今後も地政学リスクの動向を注視しつつ、必要に応じて適切な対応を講じていく。</p>

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)及び半期報告書(2025年11月12日提出)を参照されたい。

5 【重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)を参照されたい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等については、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」の記載を参照されたい。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の研究開発活動については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)を参照されたい。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる九州電力の設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)を参照されたい。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる九州電力の主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)を参照されたい。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる九州電力の設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)を参照されたい。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

2026年10月1日時点の当社の株式等の状況は以下のとおりとなる予定である。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
B種優先株式	2,000
計	1,000,000,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は1,000,002,000株であるが、上記の「計」の欄には、当社定款に定める発行可能株式総数1,000,000,000株を記載している。なお、当社が実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	474,183,951	東京証券取引所 (プライム市場) 福岡証券取引所	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株である。
B種優先株式	2,000	非上場	
計	474,185,951		

- (注) 1 上記株式数は、2026年3月31日時点における九州電力の発行済株式総数に基づき記載している。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、九州電力の発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動する。また、九州電力は保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を本株式移転の効力発生の直前時までに消却する予定であるため、当社が交付する新株式数は、上記新株式数から消却相当数分を控除したものとなる。
- 2 当社の普通株式については、東京証券取引所プライム市場及び福岡証券取引所に新規上場申請を行う予定である。
- 3 B種優先株式の内容については、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等 (2) 株式移転計画の内容」に記載の「株式移転計画書（写）」別紙の第2章の2を参照されたい。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はない。

【ライツプランの内容】

該当事項はない。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2026年10月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定である。

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2026年10月1日	474,186	474,186	237,304	237,304	59,326	59,326

(注) 上記新株式数は、2026年3月31日時点における九州電力の発行済株式総数に基づき記載している。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、九州電力の発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動する。また、九州電力は保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を本株式移転の効力発生の直前時までに消却する予定であるため、当社が交付する新株式数は、上記新株式数から消却相当数分を控除したものとなる。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はいない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の2026年3月31日現在の所有者別状況は以下のとおりである。

普通株式

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	19	105	45	1,056	416	458	123,256	125,355	-
所有株式数 (単元)	41,930	1,817,065	122,582	216,075	1,167,721	2,101	1,358,306	4,725,780	1,605,951
所有株式数 の割合(%)	0.89	38.45	2.59	4.57	24.71	0.05	28.74	100.00	-

- (注) 1 2026年3月31日現在の自己株式は304,961株であり、「個人その他」の欄に3,049単元及び「単元未満株式の状況」の欄に61株をそれぞれ含めている。なお、自己株式304,961株は株主名簿記載上の株式数であり、2026年3月31日現在の実保有残高は304,761株である。
- 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ12単元及び36株含まれている。
- 3 「金融機関」の欄には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する九州電力株式7,982単元が含まれている。

B種優先株式

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		3						3	
所有株式数 (単元)		2,000						2,000	
所有株式数 の割合(%)		100.0						100.0	

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はいない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の2026年3月31日現在の議決権の状況は以下のとおりである。

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 2,000		(1)「株式の総数等」に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 304,700		
	(相互保有株式) 普通株式 277,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 471,995,500	4,719,955	
単元未満株式	普通株式 1,605,951		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	474,185,951		
総株主の議決権		4,719,955	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ1,200株(議決権12個)及び36株含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれている。

自己株式 : 九州電力 61株

相互保有株式 : 誠新産業株式会社 90株

3 「完全議決権株式(その他)」欄には、「株式給付信託(B B T)」に係る信託口が保有する株式798,200株(議決権7,982個)が含まれている。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2026年10月1日時点において、当社の自己株式を保有していない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の2026年3月31日現在の自己株式については、以下のとおりである。

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式)					
九州電力株式会社	福岡県福岡市中央区渡辺 通二丁目1番82号	304,700		304,700	0.06
(相互保有株式)					
誠新産業株式会社	福岡県福岡市中央区薬院 二丁目19番28号	96,800		96,800	0.02
株式会社キューヘン	福岡県福津市花見が浜二 丁目1番1号	77,000		77,000	0.02
株式会社エフ・ オー・デー	福岡県福岡市中央区渡辺 通一丁目1番1号	54,000		54,000	0.01
九州冷熱株式会社	福岡県北九州市戸畑区中 原46番95号	50,000		50,000	0.01
計		582,500		582,500	0.12

- (注) 1 このほか、株主名簿では九州電力名義となっているが、実質的に所有していない株式が200株(議決権2個)ある。なお、当該株式は、「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式の中に含まれている。
- 2 「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する株式798,200株については、上記の自己株式等に含まれていない。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

3 【配当政策】

配当政策については、安定配当の維持を基本として、当該事業年度の業績に加え、中長期的な収支・財務状況等を総合的に勘案して判断する方針とする予定である。

当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定める予定であり、配当は中間配当及び期末配当の年2回を基本とし、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会とする予定である。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定である。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

当社は、いわゆるテクニカル上場により2026年10月1日より東京証券取引所プライム市場及び福岡証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となる九州電力と同水準若しくはそれ以上のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定である。

なお、当社の完全子会社となる九州電力のコーポレート・ガバナンスの状況については、以下のとおりである。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

九州電力は、「九電グループの思い」のもと、長期的な視点で社会的に有意義な事業活動を行っていくことが、全てのステークホルダーにとっての価値を持続的に生み出していくことになると考えている。こうした事業活動を適切に遂行していくため、経営上の重要な課題として、コーポレート・ガバナンスの体制構築・強化に努めている。

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

九州電力を取り巻く経営環境は急速に変化しており、その変化に対してより一層柔軟かつ迅速に対応していくためには、ガバナンス強化と意思決定の迅速化の両立が重要と考え、監査等委員会設置会社としている。これにより、取締役会から取締役への権限委任を通じた意思決定の迅速化とともに、監査等委員が取締役会における議決権を保有することによる取締役会の監督機能の強化を図っている。

具体的には、取締役会と監査等委員会を設置するガバナンスを基本として、独立性の高い社外取締役を選任し、経営に対する監督機能の強化を図るとともに、監査等委員会と内部監査組織が連携し、監査の実効性を高めている。また、取締役と執行役員による監督と執行の役割の明確化や、コンプライアンス経営の徹底などに取り組むとともに、「会社業務の適正を確保するための体制の整備について(内部統制の基本方針)」を定め、継続的な体制の充実に努めている。

ア 会社の機関の内容

(取締役会)

取締役会は、取締役会付議・報告事項に関する社内規程に従い、九州電力の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項のほか、法令及び定款に定められた事項を議決し、また、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況につき報告を受けている。

取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて随時開催する(2025年度15回開催)。

取締役会の意思決定・監督機能の有効性について取締役会構成メンバーによる評価を行っている。

取締役全体の3分の1以上となる独立性の高い社外取締役5名(監査等委員である社外取締役3名を含む。)は、その識見や経歴から、取締役会において必要な助言を行うとともに、取締役候補者の指名や報酬についても適切な関与・助言を行っている。

定款規定の取締役員数は19名以内(うち、監査等委員である取締役は5名以内)であり、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に規定している。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に規定している。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期については、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで、及び監査等委員である取締役の任期については、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に規定している。

自己の株式の取得については、経済情勢の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することが可能となるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に規定している。

また、経営判断の萎縮を防ぎ積極経営に資するよう、取締役(取締役であった者も含む。)の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる旨を定款に規定している。

さらに、経営成果を迅速に株主に還元することが可能になるよう、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に規定している。

なお、会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の特別決議については、定足数をより確実に充足できるよう、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に規定している。

[構成員の氏名]

議長：池辺和弘(代表取締役会長)

取締役：西山勝、橋本上、早田敦、林田道生、木戸啓人、佐藤秀夫、中村典弘、内村芳郎

社外取締役：橘・フクシマ・咲江、平子裕志

社外監査等委員：尾家祐二、杉原知佳、重富由香

監査等委員を含む全ての非業務執行取締役については、会社法第427条第1項及び九州電力定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、その責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結している。

監査等委員を含む全ての取締役については、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を次のとおり締結している。

(1) 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び争訟費用)について填補する

(2) 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担は無し

(3) 役員の職務の執行の適正性が損なわれなかったための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としない

九州電力は取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である人事諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置している。

それぞれの委員会は、原則として3月に定例開催し、必要に応じて随時開催している(2025年度人事諮問委員会3回、報酬諮問委員会5回開催)。

取締役の職務執行への監督機能を発揮するため、それぞれの委員会に監査等委員がオブザーバーとして参加し、同委員会での審議が適切であることを確認している。

(人事諮問委員会)

構成：委員長 橘・フクシマ・咲江

委員 平子裕志、杉原知佳、西山勝

目的：取締役候補者及び役付執行役員の選任及び解任等の手続きの独立性・透明性・客観性を高めること

機能：取締役会全体としての多様性や事業分野全体への対応等を踏まえた取締役候補者等の選解任に関する事項等を審議

なお、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会から事前に同意を得ることとしている

(報酬諮問委員会)

構成：委員長 橘・フクシマ・咲江

委員 平子裕志、杉原知佳、西山勝

目的：取締役(監査等委員である取締役を除く。)、役付執行役員及び執行役員の報酬に関する独立性・透明性・客観性を高めること

機能：役員報酬の決定方針及び個人別の報酬の決定等に関する事項を審議

取締役会、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の2025年度出席状況は以下のとおり。

氏名	地位	出席回数/開催回数		
		取締役会	人事諮問委員会	報酬諮問委員会
池辺 和弘	代表取締役会長	15回/15回		1回/1回
西山 勝	代表取締役社長執行役員	15回/15回	3回/3回	4回/4回
橋本 上	代表取締役副社長執行役員	15回/15回		
早田 敦	代表取締役副社長執行役員	15回/15回		
林田 道生	取締役	14回/15回		
木戸 啓人	取締役常務執行役員	11回/11回		
佐藤 秀夫	取締役常務執行役員	11回/11回		
中村 典弘	取締役常務執行役員	10回/11回		
橘・フクシマ・咲江	取締役(社外)	15回/15回	3回/3回	5回/5回
平子 裕志	取締役(社外)	15回/15回	3回/3回	5回/5回
内村 芳郎	取締役監査等委員	15回/15回		
尾家 祐二	取締役監査等委員(社外)	15回/15回		
杉原 知佳	取締役監査等委員(社外)	15回/15回	3回/3回	5回/5回
重富 由香	取締役監査等委員(社外)	15回/15回		
瓜生 道明	代表取締役会長	4回/4回		
千田 善晴	取締役常務執行役員	4回/4回		
中野 隆	取締役常務執行役員	4回/4回		

- (注) 1 取締役木戸啓人、同佐藤秀夫、同中村典弘の3氏は、2025年6月26日開催の第101回定時株主総会において、新たに選任され就任したため、就任後に開催された取締役会への出席状況を記載している。
- 2 代表取締役瓜生道明、取締役千田善晴、同中野隆の3氏は、2025年6月26日開催の第101回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任したため、退任までに開催された取締役会への出席状況を記載している。

(経営会議)

経営会議は、原則として毎週1回、また必要に応じて随時開催し、取締役会決定事項のうち、予め協議を必要とする事項や執行上の重要な意思決定に関する協議を行っている(2025年度28回開催)。

[構成員の氏名]

議長：西山勝(社長執行役員)

副社長執行役員：橋本上、早田敦

常務執行役員：木戸啓人、篠原雅道、樋口和光、川畑健二、下田政彦、佐藤秀夫、中村典弘、大久保康志

執行役員等：上妻正典、満吉隆志、津野喜久代、曾里田幸典、本田健一、田中康徳、成清好寛、

神山勝司、近藤秀明、尾本篤彦、加来睦宏

うち10名は議題に応じて出席

(監査等委員会)

監査等委員会は、原則として毎月1回、また必要に応じて随時開催し、法令、定款に定める監査に関する重要な事項について、報告を受け、協議や決議を行っている(2025年度16回開催)。

また、監査等委員会の職務を補助するため、監査等特命役員及び専任の組織として監査等委員会室(合計12名)を設置している。

なお、監査等特命役員及び監査等委員会室に所属する従業員の人事に関する事項については、監査等委員会と事前に協議を行うなど、業務執行部門からのスタッフの独立性の確保を図っている。

[構成員の氏名]

委員長：内村芳郎(常勤監査等委員)

社外監査等委員：尾家祐二、杉原知佳、重富由香

イ 種類株式の発行

九州電力は、カーボンニュートラルへの取組みや成長事業の拡大に向けた早期の資金確保と財務基盤の強化を目的に、会社法第108条第1項第3号に定める内容(いわゆる議決権制限)について普通株式と異なる定めをした議決権のないB種優先株式を発行している。

また、株式の種類ごとに異なる単元株式数を定めており、株主総会において議決権を有する普通株式は、単元株式数を100株としているが、B種優先株式については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないため、単元株式数を1株としている。

なお、詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載している。

企業統治に関するその他の事項

会社業務の適正を確保する体制の整備について、取締役や従業員の法令等への適合など7項目からなる内部統制の基本方針を定めている。

[会社業務の適正を確保するための体制の整備について(内部統制の基本方針)] 2024年3月28日最終改定

九州電力は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務執行の法令・定款への適合及び会社業務の適正を確保するため、以下の体制を整備する。

ア 取締役の職務執行の法令等への適合を確保するための体制

- ・ 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて随時開催し、予め定めた規程に則り、経営上の重要な事項について審議・決定する。また、取締役及び執行役員の職務執行を監督するため、職務の執行状況の報告を定期的に受ける。
取締役会の意思決定・監督機能の有効性について取締役会構成メンバーによる評価を定期的に行う。
- ・ 取締役会は、その監督機能の有効性を高めるため、取締役全体の3分の1以上の社外取締役の設置などにより、九州電力から独立した立場からの助言等を受ける。
また、取締役候補者の指名や報酬などに関しては、社外取締役を委員長とし構成員の過半数が社外取締役である委員会の審議を踏まえ、取締役会で決定する。
- ・ 取締役会は、法令や企業倫理、社内規程等の遵守の徹底を図るため、社長執行役員を委員長とし社外の有識者等を含めた「コンプライアンス委員会」を設置し、公正な事業活動を推進する。
- ・ 取締役及び執行役員は、全ての事業活動の規範として定められた「九電グループ企業行動規範」及びこれに基づく行動基準である「コンプライアンス行動指針」を率先して実践する。
特に、九州電力送配電株式会社が営む一般送配電事業の中立性を確保するため、「一般送配電事業の中立性確保のための行動規範」を遵守するとともに、組織・業務運営体制等を整備する。
- ・ 取締役及び執行役員は、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、関係機関との連携や組織一体となった対応を図るなどして、これらの勢力との関係を遮断する。
- ・ 取締役会、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員は、監査等委員会又は監査等委員が、適法性を欠くおそれのある事実、あるいは会社へ著しい損害を与えるおそれのある事実等に対して勧告及び助言を行った場合は、これを尊重する。

イ 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- ・ 取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書については、社内規程に基づき、管理責任箇所を定め適正に保存・管理する。
- ・ 職務執行に係る情報については、情報セキュリティに関する基本方針、規程に基づき必要に応じたセキュリティの確保を図る。

ウ リスク管理に関する体制

- ・ 経営に影響を与えるリスクについては、リスク管理に関する規程に基づき、定期的リスクの抽出、分類、評価を行い、全社大及び部門業務に係る重要なリスクを明確にする。
- ・ 各部門及び事業所は、明確にされた重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み、適切に管理する。
- ・ 複数の部門等に関わるリスク及び顕在化のおそれがある重大なリスクについては、関連する部門等で情報を共有したうえで、対応体制を明確にし、適切に対処する。
特に、原子力については、社外の知見や意見等も踏まえ、幅広いリスクの把握に努めるとともに、取締役、執行役員等による情報の共有化を行い、継続的にその低減を図る。
- ・ これらのリスク等が顕在化し、非常災害や社会的信用を失墜させる事態、その他会社経営及び社会に重大な影響を与える事象が発生した場合に、これに迅速、的確に対応するため、予めその対応体制や手順等を規程に定めるとともに、定期的に訓練等を実施する。

エ 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- ・ 取締役会決定事項のうち予め協議を必要とする事項や、社長執行役員が会社の業務執行を統轄するにあたり重要な業務の実施に関する事項について協議するための組織として、「経営会議」を設置する。また、重要事項についての事前の審議・調整を行うための会議体を必要に応じて設置する。
- ・ 会社業務の執行にあたり、意思決定の迅速化と効率的な業務執行を図るため、「執行役員」を設置する。
- ・ 取締役会は、執行役員の業務委嘱、業務担当等を定め、執行役員は、これに基づき業務の執行にあたる。
- ・ 取締役、執行役員及び従業員の適正かつ効率的な職務執行を確保するため、「組織・権限規程」において、各部署の分掌事項、各職位の基本的役割と職務及び権限等を定める。

オ 従業員の職務執行の法令等への適合を確保するための体制

(1) 法令等の遵守のための体制

- ・ コンプライアンス経営の最高責任者である社長の下、各本部等に「コンプライアンス責任者」を設置し、「コンプライアンス委員会」において策定した基本的な方針や提言、審議した具体策等に従い、企業倫理・法令等の遵守を推進する。
- ・ コンプライアンスの徹底を図るため、従業員に対するIT利用に伴うリスク管理も含めた教育・研修等を行い、「九電グループ企業行動規範」、「コンプライアンス行動指針」及び「一般送配電事業の中立性確保のための行動規範」の浸透と定着を図る。
- ・ 九州電力及びグループ会社の社員等からコンプライアンス及び公益通報に関する相談を受け付けるため、「コンプライアンス相談窓口」を社内、社外にそれぞれ設置し、相談者保護など、適切な運営を図る。
- ・ 九州電力及びグループ会社の社員等から一般送配電事業の中立性確保(行為規制)に関する相談を受け付けるため、「行為規制担当窓口」を設置し、相談者保護など、適切な運営を図る。また、業務運営にあたり、相談窓口等を通じて行為規制に抵触するおそれがある事案が発見された場合、行為規制遵守に向けた業務の改善を図る。
- ・ 財務報告に関する内部統制を適正に運用し、必要に応じて是正できる体制を整備することによって、財務報告の信頼性確保を図る。

(2) 内部監査の体制

- ・ 業務運営の適正性と経営効率の向上等を図るため、業務執行に対し中立性を持った内部監査組織を設置し、各部門・事業所における法令等の遵守や保安活動に係る品質保証体制及び業務執行の状況等について監査する。
- ・ 原子力事業については、原子力に特化した内部監査組織を設置し、保安活動に係る品質保証体制及びこれに基づく業務執行の状況等について監査する。

カ 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・ 企業グループ全体の基本理念や経営方針等を共有し、グループ一体となった経営を推進する。
- ・ グループの経営課題に対処するため、グループ会社に対しリスク等への対応策を織り込んだ事業計画の策定や実績の報告を求めるとともに、九州電力の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、グループ会社との事前協議を行う。
- ・ 企業グループの公正な事業活動を推進するため、グループ会社と一体となったコンプライアンス教育等を実施し、「九電グループ企業行動規範」の周知・浸透を図るとともに、グループ各社において、行動指針の策定や内部通報窓口の設置等の促進を図る。
- ・ 企業グループ内における相互の緊密な情報連携のため、重要なグループ会社で構成する各種会議体を設置するとともに、企業グループの情報ネットワークの活用を図る。
- ・ 九州電力内部監査組織は、グループ会社に対し、必要に応じて監査を実施する。

キ 監査等委員会の職務執行の実効性を確保するための体制

(1) 監査等委員会を補助するスタッフの体制

- ・ 監査等委員会の職務を補助すべき職責を担う監査等特命役員を設置するとともに、監査等委員会の職務を補助するための専任の組織として「監査等委員会室」を設置し、必要な人員を配置する。

(2) 監査等委員会スタッフの独立性を確保するための体制

- ・ 監査等特命役員及び監査等委員会室に所属する従業員(以下、「監査等特命役員等」という。)は、監査等委員会の指揮命令の下で職務を執行する。
- ・ 監査等特命役員等の人事に関する事項については、監査等委員会と事前に協議する。

(3) 監査等委員会への報告に関する体制

- ・ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び従業員は、監査等委員会から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これに応じる。

グループ会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員は、九州電力監査等委員会から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これに応じる。

- ・ 取締役及び執行役員は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査等委員会に報告を行う。

グループ会社の取締役、執行役員及び監査役は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに九州電力監査等委員会に報告を行う。

- ・ 取締役は、監査等委員会に上記の報告を行った者がそれにより不利な取扱いを受けないように適切に対応する。

(4) その他監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制

- ・ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会からの「経営会議」等重要会議への出席要請に応じるとともに、重要文書の閲覧、その他監査業務の執行に必要な調査及び費用の確保に協力する。
- ・ 代表取締役及び内部監査部門は、監査等委員会と定期的に会合をもち、意見交換等を行う。

[内部統制システムの整備・運用の状況]

(コンプライアンスの推進)

コンプライアンスの推進については、企業倫理や法令、社内規程等の遵守の徹底を図るため、社長執行役員を委員長とし、社外の有識者等を含めた「コンプライアンス委員会」を設置し、公正な事業活動を推進するとともに、各本部等に「コンプライアンス責任者」を設置し、「コンプライアンス委員会」において策定した基本的な方針や提言、審議した具体策等に従い、企業倫理・法令等の遵守を推進している。さらに、「コンプライアンス小委員会」において(2025年度：行為規制特別会議2回開催、独占禁止法関連1回開催)、行為規制及び独占禁止法に係る事業活動全般の適切性の評価や改善策の提言等を実施している。

また、全ての事業活動の規範として定められた「九電グループ企業行動規範」及びこれに基づく行動基準である「コンプライアンス行動指針」を取締役及び執行役員自ら率先して実践している。

また、従業員に対するIT利用に伴うリスク管理も含めた教育や研修等を行い、この浸透と定着を図っている。

さらに、九州電力及びグループ会社の社員等から公益通報及びコンプライアンスに関する相談を受け付けるため、「コンプライアンス相談窓口」を社内、社外にそれぞれ設置し、相談者保護など、適切な運営を図っている。

なお、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨み、企業防衛統括部署を定めるとともに、顧問弁護士などとの連携や組織一体となった対応を図ることなどにより、これらの勢力との関係を遮断している。加えて、全国暴力追放運動推進センターへの加入等により情報収集に努めている。

(リスク管理・危機管理)

リスク管理については、経営に影響を与えるリスクについて、リスク管理に関する規程に基づき、定期的にリスクの抽出、分類、評価を行い、全社大及び部門業務に係る重要なリスクを明確にしている。

各部門及び事業所は、明確にされた重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み、適切に管理している。

複数の部門等に関わるリスク及び顕在化のおそれがある重大なリスクについては、関連する部門等で情報を共有した上で、対応体制を明確にし、適切に対処している。

特に、原子力については、社外の知見や意見等も踏まえ、幅広いリスクの把握に努めるとともに、取締役、執行役員等による情報の共有化を行い、継続的にその低減を図っている。

これらのリスクが顕在化し、非常災害や社会的信用を失墜させる事態、その他会社経営及び社会に重大な影響を与える事象が発生した場合に、これに迅速、的確に対応するため、予めその対応体制や手順等を規程に定めるとともに、定期的に訓練等を実施している。

(情報管理)

情報管理については、取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書について、社内規程に基づき管理責任箇所を定め、適正な保存・管理を行うとともに、職務執行に係る情報については、情報セキュリティに関する基本方針、規程に基づき、必要に応じたセキュリティの確保を図っている。

(財務報告の信頼性確保)

財務報告の信頼性確保については、財務報告に関する内部統制を適正に運用し、必要に応じて是正できる体制整備を図るとともに、社長執行役員を委員長とし、経営幹部で構成する「財務報告開示委員会」を設置し、適正性の確保に努めている。

(企業グループの内部統制)

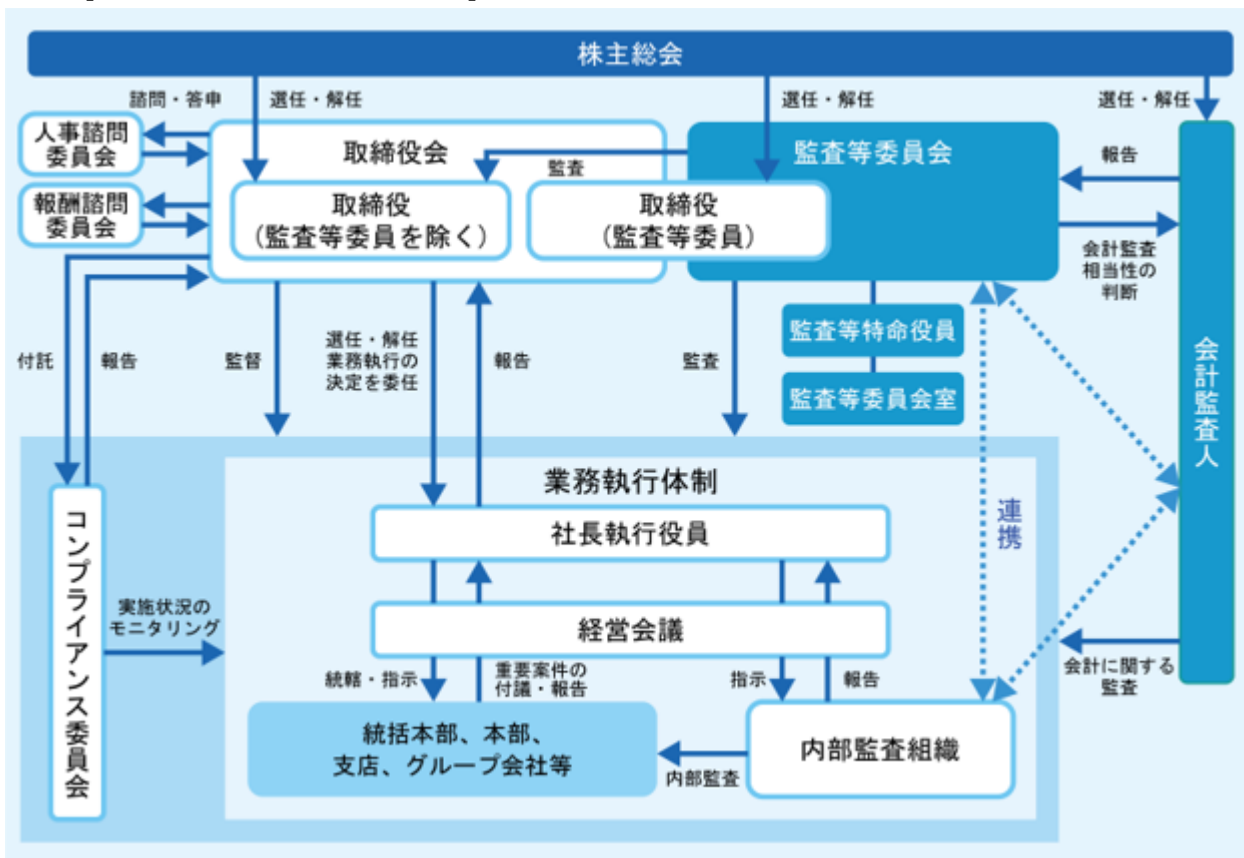
企業グループにおける業務の適正の確保については、企業グループ全体の基本理念や経営方針等を共有し、グループ一体となった経営を推進している。加えて、グループの経営課題に対処するため、グループ会社にリスク等への対応策を織り込んだ事業計画の策定や実績の報告を求めるとともに、九州電力の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、グループ会社との事前協議を行っている。

企業グループの公正な事業活動を推進するため、グループ会社と一体となったコンプライアンス教育等を実施し、「九電グループ企業行動規範」の周知・浸透を図るとともに、グループ各社において、行動指針の策定や内部通報窓口の設置等の促進を行っている。

また、企業グループ内における相互の緊密な情報連携のため、重要なグループ会社で構成する「九電グループ社長会」をはじめとした各種会議体を設置するとともに、企業グループの情報ネットワークの活用を図っている。

さらに、九州電力内部監査組織によるグループ会社の監査を行っている。

[コーポレート・ガバナンスの体系]



(2) 【役員の状況】

役員一覧

2026年10月1日付で就任予定の当社の取締役の状況は、以下のとおりである。

男性7名 女性3名（役員のうち女性の比率30%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	池辺 和弘	1958年2月17日生	1981年4月 九州電力株式会社入社 2012年7月 同社 発電本部 部長(発電総括) 2014年6月 同社 経営企画本部 部長(経営戦略) 2016年6月 同社 執行役員 経営企画本部副本部長 兼 部長 2017年4月 同社 執行役員 コーポレート戦略部門副部門長 兼 部長 2017年6月 同社 取締役常務執行役員 コーポレート戦略部門長 2018年6月 同社 代表取締役 社長執行役員 2025年6月 同社 代表取締役会長(現)	(注)2	普通株式 130,249
代表取締役	西山 勝	1963年8月24日生	1986年4月 九州電力株式会社入社 2016年7月 同社 経営管理本部 部長(経営管理) 兼 地域共生本部 部長(危機管理担当) 2017年4月 同社 コーポレート戦略部門 部長(グループ経営管理) 兼 ビジネスソリューション統括本部 部長(危機管理担当) 2017年6月 同社 コーポレート戦略部門 部長(グループ経営戦略) 2019年6月 同社 執行役員 国際室長 2021年6月 同社 上席執行役員 コーポレート戦略部門長 2022年6月 同社 常務執行役員 コーポレート戦略部門長 2023年6月 同社 取締役常務執行役員 エネルギーサービス事業統括本部長 2025年6月 同社 代表取締役社長執行役員(現)	(注)2	普通株式 49,400
代表取締役	橋本 上	1962年1月19日生	1984年4月 九州電力株式会社入社 2015年6月 同社 地域共生本部 部長(総務) 2017年4月 同社 執行役員 熊本支社長 2020年7月 同社 上席執行役員 都市開発事業本部長 2022年6月 同社 常務執行役員 都市開発事業本部長 2023年6月 同社 代表取締役 副社長執行役員 ビジネスソリューション統括本部長 2026年4月 同社 代表取締役副社長執行役員 ビジネスソリューション統括本部長、サステナビリティ推進に関する事項(現)	(注)2	普通株式 63,961

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	早田 敦	1961年1月12日生	1985年4月 九州電力株式会社入社 2016年6月 同社 経営企画本部 部長(経営計画) 2017年4月 同社 コーポレート戦略部門 部長(グループ経営計画) 2018年6月 同社 執行役員 大分支社長 2020年4月 同社 執行役員 電気事業連合会 出向 2020年6月 同社 上席執行役員 電気事業連合会 出向 2022年6月 同社 常務執行役員 電気事業連合会 出向 2023年6月 同社 代表取締役 副社長執行役員 危機管理官、E S Gに関する事項 2024年6月 同社 代表取締役 副社長執行役員 危機管理官、E S Gに関する事項、最高情報責任者 2025年6月 同社 代表取締役副社長執行役員テクニカルソリューション統括本部長、危機管理官、E S Gに関する事項、最高情報責任者 2026年4月 同社 代表取締役副社長執行役員テクニカルソリューション統括本部長、危機管理官、最高情報責任者(現)	(注)2	普通株式 59,283
取締役 (非常勤)	平子 裕志	1958年1月25日生	1981年4月 全日本空輸株式会社(現ANAホールディングス株式会社)入社 2011年6月 同社 執行役員 営業推進本部 副本部長 2012年4月 同社 執行役員 米州室長 兼 ニューヨーク支店長 2013年4月 全日本空輸株式会社 上席執行役員 米州室長 兼 ニューヨーク支店長 2015年4月 ANAホールディングス株式会社 上席執行役員 全日本空輸株式会社 取締役執行役員 2015年6月 ANAホールディングス株式会社 取締役執行役員 2017年4月 同社 取締役全日本空輸株式会社 代表取締役社長(2022年3月退任) 2022年4月 ANAホールディングス株式会社 取締役副会長 2023年6月 株式会社セブン銀行 取締役(非常勤)(現) 2023年6月 株式会社JVCケンウッド 取締役(非常勤)(現) 2024年4月 ANAホールディングス株式会社 特別顧問(現) 2024年6月 九州電力株式会社 取締役(現) 2025年6月 SBC日興証券株式会社 取締役(非常勤)(現)	(注)2	普通株式 2,500
取締役 (非常勤)	渡辺 啓子	1958年1月31日生	1981年4月 アプライドマテリアルズジャパン株式会社入社 1983年1月 同社退社 1985年11月 株式会社日本ダクロシャムロック入社 1990年3月 同社退社 1990年8月 ボッシュ株式会社入社 2005年10月 同社管理購買部部長 2010年3月 同社物流企画部部長 2019年5月 一般社団法人日本通関業連合会理事(非常勤)(現) 2019年11月 ボッシュ株式会社ビジネスアドバイザー 2021年12月 同社退職 2022年9月 国立大学法人熊本大学監事(現)	(注)2	普通株式 なし

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 監査等委員	内村 芳郎	1962年7月14日生	1985年4月 九州電力株式会社入社 2018年6月 同社 執行役員佐賀支社長 2020年7月 同社 執行役員佐賀支社長 2021年6月 同社 上席執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長 2022年6月 同社 常務執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長 2024年6月 同社 取締役監査等委員(現)	(注)3	普通株式 32,782
取締役 監査等委員 (非常勤)	杉原 知佳	1970年12月25日生	1999年4月 弁護士登録(現) 1999年4月 三浦・奥田・岩本法律事務所(現三浦・奥田・杉原法律事務所) 入所 2007年4月 同事務所 共同経営者(現) 2020年6月 日本タングステン株式会社 取締役監査等委員(非常勤)(現) 2022年6月 九州電力株式会社 取締役監査等委員(現)	(注)3	普通株式 5,500
取締役 監査等委員 (非常勤)	重富 由香	1970年6月17日生	1993年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1997年4月 日本公認会計士登録(現) 1998年11月 アーンスト・アンド・ヤング香港事務所へ異動 2001年8月 米国公認会計士登録(現) 2002年1月 香港公認会計士登録(現) 2006年6月 アーンスト・アンド・ヤング香港事務所 パートナー 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)パートナー アーンスト・アンド・ヤング香港及び中国 華南地区日系企業向けサービス統括責任者 2007年2月 香港公認会計士(業務執行資格)登録(2024年6月まで) 2015年6月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)シニアパートナー 2016年9月 同上退任 2018年5月 アーンスト・アンド・ヤンググレーターチャイナ(中国本土、香港及び台湾)日系企業向けアシュアランス・サービス統括責任者 2024年6月 同上退任 2024年6月 九州電力株式会社 取締役監査等委員(現) 2024年7月 アーンスト・アンド・ヤング香港事務所 シニアアドバイザー(現) 2025年3月 キヤノン株式会社 監査役(非常勤)(現)	(注)3	普通株式 なし
取締役 監査等委員 (非常勤)	小野澤 康夫	1959年3月20日生	1981年4月 三井不動産株式会社入社 2016年6月 同社 取締役常務執行役員 2017年4月 同社 取締役専務執行役員 2020年4月 同社 取締役副社長執行役員 2022年4月 同社 代表取締役副社長執行役員 2023年4月 同社 取締役 2023年6月 同社 特別顧問 2025年6月 同社 顧問(現)	(注)3	普通株式 なし
計					普通株式 343,675

- (注) 1 取締役の平子裕志、渡辺啓子、杉原知佳、重富由香及び小野澤康夫は、社外取締役である。
2 監査等委員会以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
3 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
4 所有株式数については、2026年3月31日現在において所有する、九州電力の株式数である。
5 監査等委員会の体制は、次のとおりとなる予定である。
委員長：内村芳郎、委員 杉原知佳、委員 重富由香、委員 小野澤康夫

社外役員の状況

当社の監査等委員以外の社外取締役は2名の予定である。また、監査等委員である社外取締役は3名の予定である。

社外取締役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係並びに当該社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割については、以下に記載のとおりである。

社外取締役氏名	人的関係、資本的关系 又は取引関係 その他の利害関係	企業統治において果たす機能及び役割
平子 裕志	人的関係、資本的关系又は取引関係 その他の利害関係はない。	長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験に加え、財務・IRを中心とした幅広い知見を有しており、グループ全体のガバナンスの維持・向上を牽引するとともに、基幹会社の経営状況やグループ戦略の遂行状況を監督・モニタリングし、中長期的な企業価値向上に貢献できると判断している。
渡辺 啓子	人的関係、資本的关系又は取引関係 その他の利害関係はない。	長年にわたるグローバル企業における豊富な経験を通じ、内部統制やリスクマネジメントの観点からのグループ経営基盤全体を俯瞰した視点に加え、人材マネジメント、ダイバーシティ及びサプライチェーンに関する知見を有しており、グローバルな人的資本経営やガバナンス、グループ経営基盤の観点から、基幹会社の経営状況やグループ戦略の遂行状況を監督・モニタリングし、中長期的な企業価値向上に貢献できると判断している。
杉原 知佳	人的関係、資本的关系又は取引関係 その他の利害関係はない。	長年にわたる弁護士としての法務全般に関する豊富な経験に加え、社外取締役としての経験を有しており、グループ全体のガバナンスやリスク管理の状況を監査・監督するとともに、人的資本を含む経営基盤に関する事項について助言・監督し、中長期的な企業価値向上に貢献できると判断している。
重富 由香	人的関係、資本的关系又は取引関係 その他の利害関係はない。	長年にわたる国際的な公認会計士としての豊富な経験を有し、財務・会計に関する専門的知見に加え、グローバルな視点からリスクを捉える能力や、サステナビリティ経営推進（特に環境）に関する幅広い知見を備えており、グループ全体の財務・会計、グローバルリスク管理及びサステナビリティ経営推進の観点から、基幹会社の経営状況やグループ戦略の遂行状況を監査・監督し、中長期的な企業価値向上に貢献できると判断している。
小野澤 康夫	人的関係、資本的关系又は取引関係 その他の利害関係はない。	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に加え、都市開発関連事業や総務・秘書・広報・人事分野に関する幅広い知見を有しており、グループ全体のガバナンスの維持・向上を通じて、中長期的な企業価値向上に貢献できると判断している。

また、当社の完全子会社となる九州電力では、社外役員を選任するための九州電力からの独立性に関する基準として、東京証券取引所及び福岡証券取引所が定める独立性基準に加え、九州電力の独立性基準を定めており、独立性を確保しつつ職務を適切に遂行できる人物を社外役員として選任している。当社においても同様な考え方で社外取締役を選任するための独立性に関する基準を定める予定である。

〔社外役員の独立性判断基準〕

当社は、社外取締役又は社外役員候補者の独立性判断基準を以下のとおり定め、以下のすべての要件を充たす場合に、独立性を有しているものと判断する予定である。

1 本人が、以下に掲げる要件のいずれにも該当しないこと

- (1) 当社を取引先とする者のうち、直近3事業年度のいずれかにおいて、当社との取引額が、当該取引先の年間連結売上高の2%以上である者又はその業務執行者（注）1
- (2) 当社の取引先である者のうち、直近3事業年度のいずれかにおいて、当社の取引額が、当社の年間連結売上高の2%以上である者又はその業務執行者
- (3) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関等の業務執行者
- (4) 当社の会計監査人である監査法人の社員又はパートナーである者
- (5) 上記(4)に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社から役

員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の報酬を得ている者

- (6) 当社の総議決権の10%以上を保有する主要株主又はその業務執行者
 - (7) 当社から役員を受け入れている会社の役員
- 2 本人が、以下に掲げる者の配偶者又は二親等以内の親族でないこと
- (1) 上記1(1)から(6)までの要件に該当する者(注)2
 - (2) 当社又は子会社の業務執行者(注)3又は業務執行者でない取締役
 - (3) 最近3年間において、上記(2)の地位にあった者
- 3 本人が、当社的一般株主全体との間で上記1及び2で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じる者でないこと

上記1又は2のいずれかの事項に該当する場合であっても、当社が十分に独立性を有すると考える者については、その理由を説明することを条件に、独立社外役員とすることができる。

- (注)1 本基準において、業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める者をいい、業務執行取締役、執行役のみならず、使用人を含む。
- 2 上記1のうち、(1)、(2)、(3)及び(6)に定める業務執行者は、取締役、執行役、又は執行役員その他これに準じる者に限る。
 - 3 使用人である者は、重要な使用人に限る。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役5名のうち3名は監査等委員である取締役とする予定であり、当社の業務執行について、各々の豊富な経験と専門的な知見に基づいて、公正かつ実効性のある監査・監督体制であると判断している。

監査等委員会は、内部監査組織（経営監査室）及び会計監査人との定期的な打合せや随時の情報交換を行い、また、必要に応じその他内部統制を担当する部門等から報告を受け、相互に連携しながら監査・監督を行う予定である。特に経営監査室と日常的な連携を重視し、適宜互いの監査内容の報告をするなど積極的な連携に努める。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の監査等委員会監査の状況は、以下のとおりである。

九州電力の監査等委員会は、社外取締役3名を含む4名の監査等委員である取締役で構成されており、うち1名が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している(公認会計士：1名)。

各監査等委員は取締役会などの重要な会議への出席、各統括本部等へのヒアリング及び事業所実査や経営層との意見交換などを通じて、監査等委員会として取締役及び執行役員の職務執行全般に関する監査を行っている。

上記に加え、常勤の監査等委員の主な活動としては、経営会議等の重要会議への出席、業務執行部門からの日常的な情報収集、内部監査部門及び会計監査人との緊密な連携などにより取締役の業務執行状況を適宜把握するとともに、監査環境の整備に努めている。また、連結子会社各社の監査役を対象にした連絡会を開催するなどグループ会社監査役との連携を図っている。

これらの活動により得られた情報を他の監査等委員と共有し、意思の疎通を図り、監査の実効性確保に努めている。

監査の実施に際しては、

- ・ 法令・定款等が遵守されているか
- ・ 内部統制システムの適正な整備・運用がなされているか
- ・ 経営層の意思決定が合理的になされ、リスクへの対処が迅速・的確になされているか

を基本的な視点とし、事業環境の変化を踏まえたリスクや経営上の課題等を勘案のうえ、「安全、法令遵守に加え、技術・ノウハウの継承と変革の視点に立った取組み状況」の項目について重点的に監査を行った。

監査等委員会は原則として毎月1回、また必要に応じて随時開催することとしており(2025年度16回開催)、取締役会付議事項の事前確認や内部監査部門及び会計監査人からの監査結果報告を受けるほか、監査等委員会監査計画の策定、監査報告の作成、監査等委員でない取締役の報酬・選任に関する監査等委員会の意見形成、監査等委員である取締役選任への同意、会計監査人再任、会計監査人報酬に関する同意などの検討を行っている。

2025年度の個々の監査等委員の監査等委員会への出席状況については以下のとおりである。

氏名	出席回数/開催回数
内村 芳郎	16回 / 16回
尾家 祐二	16回 / 16回
杉原 知佳	16回 / 16回
重富 由香	16回 / 16回

内部監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の内部監査の状況は、以下のとおりである。

内部監査については、業務運営の適正性と経営効率の向上等を図るため、業務執行に対し中立性を持った内部監査組織(経営監査室、人員19名)を設置し、各部門・事業所における法令等の遵守や保安活動に係る品質保証体制及び業務執行の状況等について監査を行うとともに、2024年には第三者機関による外部評価を受け、監査品質の維持向上に努めている。

また、内部監査の実効性を確保するための取り組みとして、監査結果を取締役会及び監査等委員会へ直接報告する仕組み(デュアルレポーティング)を設けている。

2025年度は以下のとおり報告した。なお、監査等委員に対しては、下記会議体以外にも、事業所等への内部監査結果を定期的に報告するなど、監査等委員会との連携強化に取り組んでいる。

報告内容	取締役会	監査等委員会
内部監査計画	4月	4月
内部監査結果	10、3月	10、2、3月
財務報告に係る 内部統制の評価状況	6月	5月

原子力事業に対しては、原子力に特化した内部監査組織(原子力監査室、人員10名)を設置し、保安活動に係る品質保証体制及び業務執行の状況等について監査を行うとともに、自主的安全性向上の働きかけを行っている。

なお、内部監査組織、監査等委員会、会計監査人の三者は、監査計画の立案及び監査結果の報告などの点において、互いに緊密な連携をとっており、監査機能の充実に努めている。

また、これらの監査と内部統制組織との関係については、内部統制組織が所管する内部統制システムの整備・運用について、内部監査組織及び監査等委員会が監査を行っている。

会計監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、有限責任監査法人トーマツを当社の会計監査人として選定する予定である。

監査報酬の内容等

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、今後策定する予定である。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等及び監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議で定めるものとする予定である。

ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等の内容は、2026年6月25日開催予定の九州電力の定時株主総会にて承認される前提で、次のとおりとする予定である。

イ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等

a . 基本報酬

基本報酬(固定報酬)の総額は、年額350百万円(うち社外取締役分の月例報酬のみ4千万円以内)以内とする。

b . 業績連動型株式報酬(株式給付信託(BBT))

前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等 (2) 株式移転計画の内容」に記載の「株式移転計画書(写)」別紙の付則第2条第2項を参照されたい。

ロ 監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬等の総額は、年額80百万円以内とする。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

役員ごとの連結報酬等の額

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式について、「純投資目的である投資株式は専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式」の基準に基づいて区分している。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

ア 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力は、九州電力の安定的かつ継続的な事業運営に寄与するものと判断する株式や、経済合理性を有する株式について保有している。

また、上場している政策保有株式については、安定的な資金・資機材の調達や地域振興への貢献など事業戦略や地域共生などの関係を総合的に勘案することに加え、資本コスト等を踏まえた収益性や将来の見通し等も検証したうえで、保有意義を取締役会で毎年確認している。その結果、保有意義が十分でない判断したものについては売却し、保有意義が認められたものについても可能な限り売却を進める。

《保有の合理性検証方法》

(定性評価)

- ・ 安定的な資金・資機材の調達や地域振興への貢献など当社グループの中長期的な企業価値向上に資すること

(定量評価)

- ・ 配当金等を含めた株式保有による収益性が資本コスト等を上回ること

イ 銘柄数及び貸借対照表計上額

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の2026年3月31日時点における株式の保有状況は以下のとおりである。

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	128	65,347
非上場株式以外の株式	2	194

(2026年3月期において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	7	1,037	九州電力の事業運営や地域振興に貢献するための出資
非上場株式以外の株式	1	49	九州電力の事業運営や事業効率化・高度化に貢献するための出資

(2026年3月期において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	43
非上場株式以外の株式	-	-

ウ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力は、2026年3月31日時点において、以下のとおり特定投資株式及びみなし保有株式を保有し、貸借対照表に計上している。

特定投資株式

銘柄	2026年3月31日	2025年3月31日	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果及び 株式数が増加した理由	九州電力の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社トヨコー	71,000	71,000	同社の保有する技術・サービス 活用による既存事業の効率化や 電力設備への適用に向けた技術 開発連携等、同社との取引・協 業関係を維持・強化するため保 有している。	無
	143	56		
株式会社Liberaware	35,800	-	同社の保有する技術・サービス 活用による既存事業の効率化や 電力設備への適用に向けた技術 開発連携等、同社との取引・協 業関係を維持・強化するため保 有している。	無
	51	-		

みなし保有株式

銘柄	2026年3月31日	2025年3月31日	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果及び 株式数が増加した理由	九州電力の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社ふくおか フィナンシャルグ ループ	4,070,753	4,070,753	安定的な資金調達 退職給付信託に拠出、議決権行 使の指図権は留保	無
	23,988	16,002		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グ ループ	5,221,080	5,221,080	安定的な資金調達 退職給付信託に拠出、議決権行 使の指図権は留保	無
	13,574	10,499		
株式会社みずほフィ ナンシャルグループ	1,182,305	1,182,305	安定的な資金調達 退職給付信託に拠出、議決権行 使の指図権は留保	無
	7,196	4,789		
株式会社三井住友 フィナンシャルグ ループ	1,019,131	1,019,131	安定的な資金調達 退職給付信託に拠出、議決権行 使の指図権は留保	無
	5,101	3,867		
株式会社九州フィナ ンシャルグループ	3,953,152	3,953,152	安定的な資金調達 退職給付信託に拠出、議決権行 使の指図権は留保	無
	4,455	2,909		
株式会社正興電機製 作所	1,186,484	1,186,484	安定的な資機材等の調達 退職給付信託に拠出、議決権行 使の指図権は留保	有
	2,523	1,363		

銘柄	2026年3月31日	2025年3月31日	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果及び 株式数が増加した理由	九州電力の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社西日本フィナンシャルホールディングス	453,035	453,035	安定的な資金調達 退職給付信託に抛却、議決権行使の指図権は留保	無
	1,678	946		
株式会社日本製鋼所	168,000	168,000	安定的な資機材等の調達 退職給付信託に抛却、議決権行使の指図権は留保	無
	1,406	879		
株式会社富士ピー・エス	2,309,989	2,309,989	地域振興等への貢献 退職給付信託に抛却、議決権行使の指図権は留保	無
	1,314	1,007		
株式会社佐賀銀行	259,888	259,888	安定的な資金調達 退職給付信託に抛却、議決権行使の指図権は留保	有
	1,213	599		
西日本鉄道株式会社	400,000	400,000	地域振興等への貢献 退職給付信託に抛却、議決権行使の指図権は留保	有
	1,203	860		
株式会社宮崎銀行	585,650	117,130	安定的な資金調達 退職給付信託に抛却、議決権行使の指図権は留保	有
	1,041	387		
日本タングステン株式会社	333,330	333,330	地域振興等への貢献 退職給付信託に抛却、議決権行使の指図権は留保	有
	668	403		
株式会社山口フィナンシャルグループ	178,800	500,000	安定的な資金調達 退職給付信託に抛却、議決権行使の指図権は留保	無
	430	878		
株式会社RKB毎日ホールディングス	65,700	65,700	地域振興等への貢献 退職給付信託に抛却、議決権行使の指図権は留保	有
	387	305		
株式会社筑邦銀行	161,325	161,325	安定的な資金調達 退職給付信託に抛却、議決権行使の指図権は留保	有
	299	220		
株式会社大分銀行	133,780	26,756	安定的な資金調達 退職給付信託に抛却、議決権行使の指図権は留保	有
	248	92		
株式会社いよぎんホールディングス	74,300	74,300	安定的な資金調達 退職給付信託に抛却、議決権行使の指図権は留保	無
	210	130		
株式会社スターフライヤー	70,000	70,000	地域振興等への貢献 退職給付信託に抛却、議決権行使の指図権は留保	無
	139	175		
三井住友トラストグループ株式会社	-	376,900	安定的な資金調達 退職給付信託に抛却、議決権行使の指図権は留保	無
	-	1,402		
九州旅客鉄道株式会社	-	162,200	地域振興等への貢献 退職給付信託に抛却、議決権行使の指図権は留保	有
	-	592		

(注) 1 定量的な保有効果については記載が困難である。保有の合理性は、取締役会により検証している。(上記参照)

- 九州電力は2020年4月1日付で、九州電力送配電株式会社を共同委任者とする退職給付信託変更契約を締結し、同社保有分を含めたみなし保有株式全銘柄(当事業年度末19銘柄 前事業年度末21銘柄)について一体的に運用管理している。
- 特定投資株式及びみなし保有株式の株式会社西日本フィナンシャルホールディングス以下の銘柄は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であるが、保有株式全銘柄(当事業年度末21銘柄 前事業年度末22銘柄)について記載している。
- 株式会社宮崎銀行及び株式会社大分銀行の株式数は、株式分割により増加している。

保有目的が純投資目的である投資株式

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
当社は新設会社であるため、該当事項はない。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
当社は新設会社であるため、該当事項はない。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の経理の状況については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)及び半期報告書(2025年11月12日提出)を参照されたい。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおり予定している。

事業年度	4月1日から3月31日まで(ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から2027年3月31日までとする予定である。)
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株 B種優先株式 1株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、福岡市において発行する西日本新聞に掲載する。 公告掲載URL：未定。
株主に対する特典	なし

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定める予定である。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

該当事項はない。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はない。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はない。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はない。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はない。

第五部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第101期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月25日関東財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第102期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月12日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2026年6月10日)までに、以下の臨時報告書を提出している。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年6月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2026年3月26日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書

2026年3月26日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はない。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

九州電力株式会社 佐賀支店
(佐賀市神野東二丁目3番6号)

九州電力株式会社 長崎支店
(長崎市城山町3番19号)

九州電力株式会社 大分支店
(大分市金池町二丁目3番4号)

九州電力株式会社 熊本支店
(熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号)

九州電力株式会社 宮崎支店
(宮崎市橘通西四丁目2番23号)

九州電力株式会社 鹿児島支店
(鹿児島市与次郎二丁目6番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 上記のうち、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島各支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではないが、投資者の便宜を図るため備え置いている。

第六部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はない。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はない。

2 【取得者の概況】

該当事項はない。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はない。

第3 【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はいない。

なお、当社の完全子会社となる九州電力の2026年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりである。

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号赤坂 インターシティA I R	65,052	13.73
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	28,045	5.92
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1 号	20,594	4.35
九栄会	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1 番82号	9,511	2.01
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番 1号	8,669	1.83
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区 港南二丁目15番1号品川インターシ ティA棟)	8,329	1.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区 港南二丁目15番1号品川インターシ ティA棟)	8,063	1.70
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6 号	7,818	1.65
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南 二丁目15番1号品川インターシ ティA棟)	7,047	1.49
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号品川 インターシティA棟)	6,702	1.41
計	-	169,834	35.84

(注) 九栄会は、九州電力の従業員持株会である。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、2026年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していない。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、2026年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していない。